

日本弁理士会会則 (会則第17号)

日本特許弁理士会規約 (大正4年 月 日創立総会決議、同年8月17日認可、認可ノ日ヨリ施行)

弁理士会会則 (大正11年4月4日設立総会決議、同年5月5日認可、認可ノ日ヨリ施行)

弁理士会則 (昭和17年12月14日臨時総会決議、同年12月24日認可、同18年1月1日ヨリ施行)

日本弁理士会会則 (平成12年12月7日第1回臨時総会決議、同12年12月25日認可、同13年1月6日から施行、同13年2月2日公示)

改正 (平成13年5月25日定期総会決議、即日施行、同13年6月29日公示)
(平成14年5月16日定期総会決議、即日施行、同14年5月31日公示)
(平成14年12月18日第1回臨時総会決議、即日施行、同15年1月31日公示)
(平成15年12月19日第1回臨時総会決議、同16年1月6日認可、同16年1月6日施行、同年1月30日公示)
(平成16年12月22日第2回臨時総会決議、同17年4月1日から施行、同年1月31日公示)
(平成17年3月23日第3回臨時総会第3号乃至第5号議案決議、即日施行、同年4月28日公示)
(平成17年3月23日第3回臨時総会第2号議案決議、同年8月1日から施行、同年4月28日公示)
(平成17年3月23日第3回臨時総会第1号議案決議、平成18年4月1日から施行、同17年4月28日公示)
(平成17年12月21日第2回臨時総会第6号議案決議、即日施行、同年1月31日公示)
(平成17年12月21日第2回臨時総会第8号及び第11号議案決議、同18年1月12日認可 (第8号議案のみ)、同18年4月1日から施行、同年1月31日公示)
(平成18年12月6日第1回臨時総会第1号議案決議、同19年2月27日認可、同年4月1日施行、同年3月30日公示)
(平成18年12月6日第1回臨時総会第9号議案決議、同19年2月27日認可、同18年12月6日施行、同19年3月30日公示)
(平成19年3月28日第2回臨時総会第1号議案決議、同年4月1日から施行、同年4月27日公示)
(平成19年3月28日第2回臨時総会第2号議案決議、同年4月16日認可、同年5月1日から施行、同年4月27日公示)
(平成19年12月5日第1回臨時総会決議、同年12月19日認可、同20年4月1日から施行、同年1月31日公示)
(平成20年3月19日第2回臨時総会第6号議案及び第13号議案決議、同年4月1日から施行、同年3月31日公示)
(平成20年3月19日第2回臨時総会第1号議案、第9号議案及び第10号議案決議、同年4月1日認可、同年4月1日から施行、同年4月30日公示)
(平成20年5月23日定期総会第4号議案決議、同年5月27日認可、同年10月1日から施行、同年6月30日公示)
(平成20年5月23日定期総会第9号議案決議、同年5月27日認可、同年5月31日から施行、同年6月30日公示)
(平成20年9月26日第1回臨時総会決議、同年9月30日認可、同年10月1日から施行、同年10月31日公示)
(平成21年1月21日第2回臨時総会決議、同年2月1日から施行、同年2月27日公示)
(平成21年11月26日第1回臨時総会第1号議案決議、同年11月30日認可、同年12月1日から施行、同年12月24日公示)
(平成21年11月26日第1回臨時総会第4号議案決議、同22年4月1日から施行、同21年12月24日公示)
(平成23年5月27日定期総会第5号議案決議、会則第8条により公示の日から起算して10日を経過した日 (同年7月10日) から施行、同年6月30日公示)
(平成23年12月9日第1回臨時総会第1号議案決議、同年12月22日認可、同年12月31日から施行、同24年1月31日公示)
(平成23年12月9日第1回臨時総会第3号議案決議、同年12月22日認可、同24年4月1日から施行、同年1月31日公示)
(平成24年5月25日定期総会第5号議案決議、同年10月1日から施行、同年6月29日公示)
(平成24年5月25日定期総会第6号議案決議、同年6月1日認可、同25年1月1日から施行、同24年6月29日公示)
(平成24年12月6日第1回臨時総会第1号議案決議、同年12月21日認可 (第80条及び第96条)、同25年1月1日から施行、同25年1月31日公示)
(平成25年3月19日第2回臨時総会第1号議案決議、同年3月26日認可、同年4月1日から施行、同年5月15日公示)
(平成25年12月20日第1回臨時総会第1号議案決議、同26年4月1日から施行、同年1月15日公示)
(平成25年12月20日第1回臨時総会第2号及び第3号議案決議、即日施行、同26年1月15日公示)
(平成26年3月19日第2回臨時総会第5号議案決議、同年3月24日認可、同年4月1日から施行、同年5月15日公示)
(平成26年3月19日第2回臨時総会第1号議案決議、同年3月24日認可、同27年4月1日から施行、同26年5月15日公示)

(平成27年1月21日第1回臨時総会第1号議案決議、同年1月29日認可、即日施行、同年3月16日公示)
(平成27年1月21日第1回臨時総会第2号議案決議、同年1月29日認可、同年4月1日から施行、同年3月16日公示)
(平成27年3月18日第2回臨時総会第1号議案決議、同年4月1日から施行、同年4月15日公示)
(平成27年3月18日第2回臨時総会第2号議案決議、同年3月27日認可、同年4月1日から施行、同年4月15日公示)
(平成27年5月29日定期総会第6号議案決議、同年6月8日認可、即日施行、同年7月15日公示)
(平成28年3月16日第1回臨時総会第1号議案決議、同年4月1日から施行、同年5月16日公示)
(平成28年5月27日定期総会第8号議案決議、同年6月15日認可、即日施行、同年7月15日公示)
(平成28年12月21日第1回臨時総会第1号議案決議、同29年1月24日認可、同年4月1日から施行、同年2月15日公示)
(平成29年3月14日第2回臨時総会第1号及び第10号議案決議、同年3月31日認可、同年4月1日から施行、同年4月17日公示)
(平成29年3月14日第2回臨時総会第2号議案決議、同年4月1日から施行、同年4月17日公示)
(平成29年3月14日第2回臨時総会第8号議案決議、同年3月31日認可、同年10月1日から施行、同年4月17日公示)
(平成30年3月14日第2回臨時総会第1号議案決議、同年3月26日認可(第22条)、同年4月1日から施行、同年4月16日公示)
(平成30年12月21日第1回臨時総会第1号議案決議、同31年1月11日認可、即日施行、同年2月15日公示)
(平成30年12月21日第1回臨時総会第2号議案決議、同31年4月1日から施行、同年1月15日公示)
(平成30年5月30日定期総会第6号議案決議、同年6月18日認可、令和元年法律第37号の施行の日から施行、令和2年9月15日公示)
(令和2年3月13日第2回臨時総会第1号議案決議、同年3月27日認可、即日施行、令和2年5月15日公示)
(令和3年3月3日第2回臨時総会第1号議案決議、同年3月22日認可、同年4月1日から施行、同年4月15日公示)
(令和4年3月4日第1回臨時総会第1号議案決議、同年4月1日から施行、同年4月25日公示)
(令和4年3月4日第1回臨時総会第19号議案決議、同年5月9日から施行、同年4月25日公示)
(令和5年3月17日第1回臨時総会第1号議案決議、同年3月29日認可、同年4月1日から施行、同年5月25日公示)
(令和6年3月14日第1回臨時総会第1号議案決議、同年3月26日認可、同年3月14日から施行、同年4月25日公示)
(令和6年3月14日第1回臨時総会第3号議案決議、同年3月26日認可、同年4月1日から施行、同年4月25日公示)
(令和6年3月14日第1回臨時総会第4号議案決議、同年3月26日認可、同年4月1日から施行、同年4月25日公示)

目次

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 会員
 - 第1節 会員の種別(第10条)
 - 第2節 登録(第11条—第25条)
 - 第3節 弁理士法人の届出(第26条—第30条)
 - 第4節 従たる事務所の設置(第31条)
 - 第5節 入会及び退会(第32条・第33条)
 - 第6節 会員の権利及び義務(第34条—第40条)
- 第3章 品位保持(第41条—第48条の2)
- 第4章 会員の処分(第49条—第55条)
- 第5章 研修(第56条—第60条)
- 第6章 役員(第61条—第68条)
- 第7章 執行役員会(第69条—第74条)
- 第8章 常議員会(第75条—第81条)
- 第9章 監事会(第82条—第87条)
- 第10章 総会(第88条—第97条)
- 第11章 委員会
 - 第1節 削除(第98条—第100条)
 - 第2節 委員会(第101条—第103条)
- 第12章 支部
 - 第1節 支部(第104条—第116条)
 - 第2節 削除(第117条—第119条)
- 第13章 紛議調停(第120条—第127条)

- 第14章 登録審査会（第128条—第133条）
 - 第15章 会計及び資産（第134条—第142条）
 - 第16章 会費（第143条・第144条）
 - 第17章 情報の公表（第145条・第146条）
 - 第18章 附属機関（第147条—第150条の3の2）
 - 第18章の2 実務修習（第150条の4—第150条の8）
 - 第19章 防災会議及び災害対策本部（第151条・第152条）
 - 第20章 共同事業（第153条）
 - 第21章 事務総長及び事務局（第154条・第155条）
- 附則

第1章 総 則

（名称及び事務所の所在地）

- 第1条** 本会は、日本弁理士会と称する。
- 2 本会の事務所は、東京都に置く。

（目 的）

- 第2条** 本会は、弁理士及び弁理士法人（弁理士法（平成12年法律第49号。以下「法」という。）第4条第1項の業務を行うことを目的として、同法の定めるところにより、弁理士が設立した法人をいう。以下同じ。）の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び弁理士法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。（改正、平27・3・18臨時、令4・3・4臨時）

（事 業）

- 第3条** 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。
- (1) 会員の指導、連絡及び監督に関すること。
 - (2) 弁理士の登録に関すること。
 - (3) 弁理士法人の届出に関すること。（改正、令4・3・4臨時）
 - (4) 弁理士の研修に関すること。
 - (5) 弁理士制度及び弁理士の業務についての調査及び研究に関すること。
 - (6) 知的財産権制度の普及及び改善に関すること。
 - (7) 本会及び会員に関する情報の提供に関すること。
 - (8) 会員の業務に関する紛議の調停に関すること。
 - (9) 弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申すること。
 - (10) 実務修習に関すること。（本号追加、平20・9・26臨時）
 - (11) その他本会の目的を達成するために必要なこと。（旧第10号繰下、平20・9・26臨時）

（組 織）

- 第4条** 本会は、法第56条第3項の規定に基づき設立する法人とする。（改正、令4・3・4臨時）

（例規の種類）

- 第5条** 本会の例規は、次の4種とする。
- (1) 会則
 - (2) 会令
 - (3) 会規
 - (4) 内規

（例規の制定、改正及び廃止）

- 第6条** 会則は、弁理士の議決権の総数の3分の1以上に当たる議決権数（第94条第2項の規定による議決権の数を含む。）を有する弁理士が出席した総会において、出席弁理士の議決権数の3分の2以上の多数による決議を経て、これを制定し、改正し、又は廃止する。この場合において、会則の制定及び法第57条第2項に規定する会則の変更については、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 2 会令は、弁理士の議決権の総数の6分の1以上に当たる議決権数（第94条第2項の規定による議決権の数を含む。）を有する弁理士が出席した総会において、出席弁理士の議決権数の過半数による決議を経て、これを制定し、改正し、又は廃止する。
- 3 会規は、常議員会の決議を経てこれを制定し、改正し、又は廃止する。（改正、平17・3・23臨時）

- 4 内規は、執行役員会の決議を経て、これを制定し、改正し、又は廃止する。(改正、平17・3・23 臨時)
- 5 この会則に定めるもののほか、例規の制定、改正及び廃止に関し必要な事項は、会令で定める。

(例規の公示等)

第7条 例規は、これを公示する。

- 2 例規の公示は、会令で定める会報（以下、「会報」という。）に掲載することにより行う。
- 3 前項の公示のうち、執行役員会が必要と認めるものについては、会報への掲載と併せて電気通信回線を使用することにより行うことができる。(改正、平17・3・23 臨時)
- 4 例規には、例規番号を付し、公示の日を記載する。
- 5 例規番号は、例規の種類ごとに制定順に付する。

(例規の施行期日)

第8条 例規は、公示の日から起算して10日を経過した日から施行する。ただし、当該例規にその施行期日を定めたとき、又は別に施行期日を定める旨を規定したときは、その期日による。

(会員に対する通知等)

第9条 会員に対する通知、催告及び書類その他の物件（以下この条において「通知等」という。）の送達は、弁理士にあつては弁理士登録簿に登録された事務所のうち、会令の規定により主たる事務所として届け出られた事務所（主たる事務所とみなされた事務所を含む。）、弁理士法人にあつては第26条第1項の弁理士法人届出簿に記載された事務所にあてて発送することにより行う。ただし、弁理士にあつては、通知等を送達する宛先は申請により変更できるものとし、その宛先は、弁理士登録簿に登録された自宅又は従たる事務所を登録している場合にあつては従たる事務所とすることができる。(改正、令4・3・4 臨時)

- 2 前項の通知等は、通常到達すべき時に到達したものと推定する。
- 3 第1項の通知等が配達又は交付不能として返送されたときは、この会則又は会令に別段の定めがある場合を除き、それら又はそれらの要旨を本会の事務所に掲示し、かつ、会報に掲載するものとする。この場合においては、当該通知等は、会報発行の日から起算して7日を経過した日に到達したものとみなす。(改正、平28・5・27 定期)
- 4 第1項の通知等は、会令で定めるところにより、電気通信回線を使用して発送することができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定は、適用しない。(改正、平24・12・6 臨時)
- 5 前項に定める電気通信回線を使用して発送することができる通知等は、到達による法令上の効果又は例規上の効果の生じるものを含まないものとする。(本項追加、平25・3・19 臨時)

第2章 会員

第1節 会員の種別

(会員の種別)

第10条 本会の会員は、弁理士及び弁理士法人とする。(改正、令4・3・4 臨時)

第2節 登録

(弁理士登録簿)

第11条 本会に弁理士登録簿を備える。

- 2 弁理士となる資格を有する者が、弁理士となるには、前項の弁理士登録簿に登録を受けなければならない。

(弁理士登録簿に登録すべき事項)

第12条 弁理士登録簿には、次に掲げる事項を登録する。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 事務所の名称及び所在地
- (3) 住所
- (4) 資格の取得の事由
- (5) 登録年月日及び登録番号

第13条 前条に規定する事項の他、弁理士登録簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 登録抹消の年月日及びその事由

- (2) 第19条に規定する懲戒の記載
- (3) 登録事項変更の年月日及びその内容
- (4) 法第15条の2第1項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨の付記（以下「特定侵害訴訟代理業務の付記」という。）（本号追加、平29・3・14臨時）

（登録の申請）

- 第14条** 法第17条第1項の規定により弁理士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、本会所定の登録申請書に登録料35,800円及び写真を添え、本会に提出しなければならない。（改正、平20・5・23定期、同24・5・25定期）
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 登録申請者の氏名及び生年月日（改正、平30・5・30定期）
 - (2) 事務所の名称及び所在地
 - (3) 登録申請者の住所（改正、平30・5・30定期）
 - (4) 資格の取得の事由
 - 3 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - (1) 弁理士となる資格を有することを証する書類
 - (2) 登録申請者の住民票の写し（改正、平27・1・21臨時、同30・5・30定期）
 - (3) 登録申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない旨の官公署の証明書（改正、平30・5・30定期）
 - (4) 登録申請者が法第8条第1号から第4号まで及び第7号並びに第19条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（改正、平30・5・30定期、令2・3・13臨時）
 - 4 第1項の登録申請書には登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第1第32号（24）に規定する登録免許税の領収証書を貼付しなければならない。（改正、平25・12・20臨時、同30・5・30定期）
 - 5 登録申請者は、本会が法第19条第1項第1号に該当するおそれがあると認めたときは、第3項に定める書類のほか、本会が審査をするために必要と認める書類を提出しなければならない。（本項追加、令2・3・13臨時）

（届出）

- 第15条** 登録申請者は、前条第1項の登録申請書とともに、履歴書を添えて、主たる事務所その他の会令で定める事項を記載した本会所定の届出書を、本会に提出しなければならない。

（登録又は登録の拒否）

- 第16条** 本会は、第14条第1項の登録申請書の提出があった場合において、登録申請者が弁理士となる資格を有し、かつ、法第19条第1項各号のいずれにも該当しないと認めたときは、遅滞なく弁理士登録簿に登録する。
- 2 本会は、登録申請者が弁理士となる資格を有せず、又は法第19条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を拒否する。
 - 3 本会は、登録申請者が法第19条第1項各号のいずれかに該当することを理由にその登録を拒否するときは、登録審査会の議決に基づいてしなければならない。この場合において、本会は、あらかじめ、当該登録申請者に書面をもってその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

（登録に関する通知）

- 第17条** 本会は、前条第1項の規定により登録をしたとき、又は第2項の規定により登録を拒否したときは、その旨を書面により当該登録申請者に通知する。

（登録料の返還）

- 第18条** 本会が登録を拒否したとき、又は第14条第1項の規定による登録の申請が取り下げられたときは、本会は、同項に規定する登録料を返還する。

（懲戒の記載）

- 第19条** 本会は経済産業大臣から法第32条各号の処分をした旨の通知を受けたときは、弁理士登録簿に懲戒の記載を行う。

（登録の回復等）

- 第20条** 第16条第1項の規定は、登録の拒否を不当とする行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求又は訴訟について理由ある旨の裁決又は判決が確定した場合に準用する。
- 2 本会は登録の抹消を不当とする行政不服審査法に基づく審査請求又は訴訟について理由ある旨の裁決又は判決が確定したときは、直ちに抹消した弁理士の登録を回復する。

（登録の取消し）

- 第21条** 本会は、弁理士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を

- 取り消すとともに、法第78条に該当すると思料される場合には、告発する。
- 2 本会は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を当該処分を受ける者に書面により通知する。
 - 3 第16条第3項前段の規定は、第1項の規定による登録の取消しについて準用する。

(心身の故障による業務継続困難の届出)

- 第21条の2** 弁理士が心身の故障により弁理士の業務の継続が著しく困難になったときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、本会にその旨届け出るものとする。この場合において、届出には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込み及びその他参考となる所見を記載した医師の診断書
 - (2) 届出人が法定代理人又は同居の親族である場合においては、当該弁理士との関係を証する書類
 - (3) その他本会が必要と認める書類
- (本条追加、令2・3・13 臨時)

(登録の抹消)

- 第22条** 本会は、弁理士が法第24条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該弁理士の登録を抹消する。
- 2 弁理士が法第24条第1項第1号から3号までの規定のいずれかに該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。この場合において、届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。(改正、平30・3・14 臨時)
 - (1) 法第24条第1項第2号に該当する場合 その者が除籍されたことを証する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書(本号追加、平30・3・14 臨時)
 - (2) 法第24条第1項第3号(法第8条第11号に係る部分に限る。)に該当する場合 裁判所からその者に対する破産手続開始の決定が確定したことを証する書面(本号追加、平30・3・14 臨時、旧第3号繰上、平30・5・30 定期、改正、令6・3・14 臨時)
 - 3 本会は、登録抹消の申請書を受理したときは、速かにその審査を行い、法第35条に該当する場合を除き、直ちに登録を抹消する旨の決定をしなければならない。
 - 4 本会は、法第24条第1項第1号、第3号又は第5号に該当する場合において、当該弁理士の登録を抹消したときは、その旨を当該弁理士であった者に書面により通知する。
 - 5 本会は、弁理士が心身の故障により弁理士の業務を行うことがその適正を欠くおそれがあるときは、当該弁理士の登録を抹消することができる。
 - 6 第16条第3項前段の規定及び本条第4項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。(改正、平30・5・30 定期)
 - 7 本会は、弁理士が法第33条の規定による懲戒の手續に付された場合には、その手續が結了するまでは、法第24条第1項第1号若しくは第5号又は法第25条第1項の規定に該当することを理由として、当該弁理士の登録の抹消をすることができない。

(登録等の公告)

- 第23条** 本会は、弁理士登録簿に弁理士の登録をしたとき、又は登録の抹消をしたときは、その旨を官報で公告する。

(登録事項等の変更の届出)

- 第24条** 弁理士は、弁理士登録簿に登録を受けた事項及び弁理士の登録に関し本会に届け出た事項について、当該事項が発生したとき又は当該事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面により本会に届け出なければならない。
- 2 第14条第3項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(特定侵害訴訟代理業務の付記の申請)

- 第24条の2** 弁理士は、その登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を受けようとするときは、本会所定の付記申請書に付記手数料6,800円を添え、本会に提出しなければならない。(改正、平20・5・23 定期、同29・3・14 臨時)
- 2 前項の付記申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名
 - (2) 登録番号
 - 3 第1項の付記申請書には、特定侵害訴訟代理業務試験に合格したことを証する証書を添付しなければならない。(本条追加、平15・12・19 臨時)

(特定侵害訴訟代理業務の付記)

- 第24条の3** 本会は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに、当該弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記をしなければならない。
- 2 第17条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。(本条追加、平15・12・19 臨時)

(特定侵害訴訟代理業務の付記の抹消)

- 第24条の4** 本会は、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明した

ときは、当該付記を抹消しなければならない。

- 2 第21条第2項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。
(本条追加、平15・12・19臨時)

(特定侵害訴訟代理業務の付記等の公告)

第24条の5 第23条の規定は、特定侵害訴訟代理業務の付記及びその付記の抹消について準用する。(本条追加、平15・12・19臨時)

(付記手数料の返還)

第24条の6 第18条の規定は、特定侵害訴訟代理業務の付記の申請の取り下げに準用する。この場合において、同条中「登録料」とあるのは「手数料」と読み替えるものとする。(本条追加、平15・12・19臨時)

(登録等の細目)

第25条 この会則に定めるもののほか、登録の事務手続、登録簿の調製方法その他弁理士の登録及び届出に関し必要な事項は、会令で定める。

第3節 弁理士法人の届出 (章題改正、令4・3・4臨時)

(弁理士法人届出簿) (見出し改正、令4・3・4臨時)

第26条 本会に弁理士法人届出簿を備える。(改正、令4・3・4臨時)

- 2 本会は、弁理士法人に関する所定の事項を前項の弁理士法人届出簿に記載する。(改正、令4・3・4臨時)

(成立の届出)

第27条 第32条の規定により入会した弁理士法人は、成立の日から2週間以内に、届出書に定款及び登記事項証明書を添えて、本会に提出しなければならない。(改正、平25・12・20臨時、令4・3・4臨時)

- 2 前項の規定により届け出る弁理士法人は、入会届出料として20,000円を本会に納付しなければならない。(改正、令4・3・4臨時)

(定款及び登記事項の変更等の届出) (見出し改正、平30・3・14臨時)

第28条 弁理士法人は、定款の変更を行ったときは、その変更の日から2週間以内に、変更後の定款及び社員総会議事録若しくは総社員の同意書又はこれらいずれかの写しを添えて、その旨を本会に届け出なければならない。(改正、平30・3・14臨時、令4・3・4臨時)

- 2 弁理士法人は、登記事項の変更を行ったときは、その変更の登記の日から2週間以内に、変更登記後の登記事項証明書又はその写しを添えて、その旨を本会に届け出なければならない。(本項追加、平30・3・14臨時、改正、令4・3・4臨時)

3 弁理士法人は、合併したときは、合併の日から2週間以内に、その旨を本会に届け出なければならない。この場合において、届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。(本項追加、平30・3・14臨時、改正、令4・3・4臨時)

- (1) 合併により存続する弁理士法人 合併登記後の登記事項証明書の写し (本号追加、平30・3・14臨時、改正、令4・3・4臨時)
- (2) 合併により設立する弁理士法人 設立登記後の登記事項証明書の写し及び定款の写し (本号追加、平30・3・14臨時、改正、令4・3・4臨時)
- (3) 合併により消滅する弁理士法人 解散登記後の登記事項証明書の写し及び定款の写し (本号追加、平30・3・14臨時、改正、令4・3・4臨時)

4 弁理士法人は、法第52条の2に規定する弁理士法人の継続を行ったときは、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。この場合において、届出には、継続後の定款及び継続後の登記事項証明書並びに法第52条の2に規定する相続人の同意書又はそれらの写しを添付しなければならない。(本項追加、令4・3・4臨時)

(弁理士法人届出簿記載の抹消) (見出し改正、令4・3・4臨時)

第29条 本会は、弁理士法人が法第52条第1項の規定により解散したときは、弁理士法人届出簿の記載を抹消する。(改正、令4・3・4臨時)

- 2 弁理士法人は、法第52条第1項の規定により解散したときは、当該法人の解散の日から2週間以内に、本会にその旨を届け出なければならない。(改正、令4・3・4臨時)

(届出等の細目)

第30条 この会則に定めるもののほか、弁理士法人の届出の手続その他弁理士法人に関し必要な事項は、会令で定める。(改正、令

4・3・4 臨時)

第4節 従たる事務所の設置

(従たる事務所の設置)

第31条 会員は、主たる事務所のほかに従たる事務所を設けることができる。この場合において、会員は、自己の従たる事務所において依頼人に責任をもって対応できるようにしなければならない。

第5節 入会及び退会

(入会)

第32条 弁理士及び弁理士法人は、当然、本会に入会し、会員となる。(改正、令4・3・4 臨時)

(退会)

第33条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、当然、本会を退会する。

- (1) 弁理士が法第24条第1項各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。
- (2) 弁理士が法第25条第1項の規定によりその登録を抹消されたとき。
- (3) 弁理士法人が法第52条第1項の規定により解散したとき。(改正、令4・3・4 臨時)

第6節 会員の権利及び義務

(会員の権利)

第34条 会員(法第32条の規定による業務の停止の処分を受けている者を除く。以下、本条において同じ。)は、総会に出席して議決する権利を有する。

- 2 会員は、役員を選挙権及び被選挙権を有する。
- 3 会員は、例規の定めるところにより、本会の設備を使用することができる。
- 4 弁理士は、例規の定めるところにより、本会の行う福利厚生事業及び慶弔に関する支給を受けることができる。(改正、平19・12・5 臨時)
- 5 会員は、本会の目的に関する事項について、会長に対し、意見を述べることができる。
- 6 会員は、会長に対し本会の会計帳簿その他の記録の閲覧を求めることができる。ただし、審査委員会、綱紀委員会、登録審査会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の記録その他執行役員会において秘密とすべき決議をした記録は、この限りでない。(改正、平17・3・23 臨時、同19・3・28 臨時、同20・9・26 臨時、同23・12・9 臨時、同29・3・14 臨時)

(会費の納付)

第35条 会員は、毎月の会費を当該月の末日までに納付しなければならない。

- 2 会員は、月の中途において入会し、又は退会したことにより在会した日数が1月に満たない月についても、1月分の会費を納入するものとする。

(弁理士法人に対する権利の制限)(見出し改正、令4・3・4 臨時)

第36条 弁理士法人である会員は、第34条第1項に規定する総会の議決権並びに同条第2項の役員を選挙権及び被選挙権を有しない。(改正、令4・3・4 臨時)

(秘密を守る義務)

第37条 会員が、本会の役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は盗用してはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後であっても同様とする。

(違反行為の申告)

第38条 会員は、他の会員が法若しくは法に基づく命令に違反し、又は会則若しくは会令に違反したと料するときは、会長に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めるものとする。

(事件依頼不承諾の通知義務)

第39条 会員は、事件の依頼を承諾しないときは、遅滞なくその旨を依頼人に通知しなければならない。

(委嘱事項及び社会貢献活動等を行う義務)

第40条 会員は、正当な理由がなければ、法令に基づき官公署が委嘱する事項を辞退することはできない。

- 2 会員は、正当な理由がなければ、本会又は本会が設置する機関（以下この条において「本会等」という。）が委嘱する事項を辞退することはできない。（改正、平17・3・23臨時）
- 3 会員は、本会の会務運営に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 4 会員は、本会等が行う情報提供活動に積極的に協力するよう努めなければならない。（改正、平17・3・23臨時）
- 5 会員は、弁理士の専門知識を活かし、積極的に社会貢献活動に参加するよう努めなければならない。社会貢献活動には、本会等が行う対外的な公益活動のほか、会員が本会等の外で行なう公益活動を含む。（本項追加、平17・3・23臨時）

第3章 品位保持

(品位保持義務)

第41条 弁理士は、弁理士の使命及び職責に鑑み、常に深い教養と品位の保持に努め、弁理士の信用を維持しなければならない。

(弁理士の報酬の規律)

第41条の2 会員は、弁理士の報酬を合理的な算定根拠に基づいて定めなければならない。

- 2 会員は、事件を受任するに際し、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について、明示しなければならない。（本項追加、平21・11・26臨時）
- 3 会員は、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について必要な説明をし、理解を得るよう努めなければならない。（本条追加、平18・12・6臨時、旧第2項繰下、平21・11・26臨時）

(非弁理士に対する名義貸しの禁止)

第41条の3 会員は、法第75条又は第76条の規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。（本条追加、平20・3・19臨時）

(広告、宣伝)

第42条 会員は、誇大若しくは虚偽の事項により依頼人を欺くおそれがある方法、及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある方法で、広告、宣伝又は勧誘を行ってはならない。

(使用できない事務所名称)

第43条 会員は、その事務所名称に、次に掲げる名称を用いてはならない。

- (1) 「日本弁理士会」と紛らわしい名称。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事務所名称、又は誤認混同を生じるおそれがある事務所名称。

(会員の遵守すべき規律)

第44条 この会則に定めるもののほか、会員の遵守すべき規律に関する事項は、会令で定める。（改正、平29・3・14臨時）

(会則等の遵守)

第45条 会員は、本会の会則及び会令を守らなければならない。

(使用人等の監督)

第46条 会員は、その使用人その他の従業者に法第77条の規定による秘密を守る義務を遵守させるとともに、その業務の補助について、それらの者に対し、必要な指導及び監督をしなければならない。

(会員に対する監督)

第47条 本会は、弁理士の業務の適正な運営を図るために必要があるときは、会員からの報告を徴し、又は当該会員に対して、必要な勧告若しくは指示をすることができる。

第48条 本会は、会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(苦情対応等)

第48条の2 会長は、会員の業務に関する苦情若しくは会員のハラスメントに係る会員の品位保持に関する苦情を受けたとき、又は会員の品位保持に関し必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対し、苦情事実の確認、必要な事実調査及び当事

者間の意見調整を行うように指示し、並びに意見具申を求めることができる。(改正、令6・3・14 臨時)

- 2 コンプライアンス委員会の組織、職務、その他必要な事項は、会令で定める。
(本条追加、平20・9・26 臨時)

(情報の収集)

第48条の3 会長は、本会が第47条に規定する勧告若しくは指示又は第48条に規定する注意喚起若しくは措置勧告を行うのに必要があるとき、又は審査委員会、綱紀委員会、不服審議委員会若しくは処分前公表審議委員会の要請があったときは、当事者、関係人、官公署その他に対して、特定の会員に関する情報又は資料の提供を求めることができる。(本条追加、平18・12・6 臨時、改正、平20・9・26 臨時、同29・3・14 臨時)

第4章 会員の処分

(会員の処分)

第49条 会長は、会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員を処分することができる。(改正、平20・3・19 臨時)

- 2 処分の方法は、次の4種とする。

- (1) 戒告
- (2) この会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止
- (3) 経済産業大臣に対する懲戒の請求
- (4) 退会

3 第1項の規定による処分は、会長が審査委員会の決議を経てこれを行う。

4 第2項第4号に規定する退会の処分は、経済産業大臣の認可を受けなければ、これを行うことができない。

5 第1項の規定は、同項の規定により弁理士法人を処分する場合において、当該弁理士法人の社員又は使用人である弁理士(以下「社員等」という。)に第1項に該当する事実があるときに、その社員等である会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものではない。(改正、令4・3・4 臨時)

6 会長は、6月以上会費を滞納した会員が督促を受けて、なお滞納した会費を納付しない場合は、当該会員(当該会員が弁理士法人であるときを除く。)を第2項第4号の退会処分とすることができる。この場合には、第3項の規定は、適用しない。(改正、令4・3・4 臨時)

(処分の請求)

第50条 何人も、会員について、第49条第1項に該当する事実があると思料するときは、会長に対し、その事実を報告し、当該会員を処分することを求めることができる。(改正、平23・12・9 臨時)

(処分の手続)

第51条 会長は、会員について、第49条第1項に該当する事実があると思料するとき、又は前条の規定による処分の請求があったときは、綱紀委員会に対し、その調査を請求しなければならない。

2 綱紀委員会は、前項の請求があったときは、第49条第1項に該当する事実の有無について調査(同項に規定する本会の秩序又は信用を害したか否かの評価も含む。)し、調査結果を会長に対して速やかに書面により報告しなければならない。(改正、平19・12・5 臨時)

3 会長は、前項の報告を受けたときは、第49条第1項に該当する事実の有無について決定し、その報告が前条に規定する処分の請求に基づくものであるときは、処分の請求人に対して書面により決定を通知しなければならない。(本項追加、平17・12・21 臨時)

4 前項の書面の送達は、直接に交付し、又は配達証明郵便によって行う。この場合において、処分の請求人が会員の場合は、第9条第1項の規定は適用しない。(本項追加、平28・5・27 定期)

5 第3項の通知が配達又は交付不能として返送されたときは、当該通知を保管し、いつでも処分の請求人に交付する旨を本会の事務所に掲示するものとする。この場合においては、当該通知は、その掲示を始めた日の翌日から起算して7日を経過した日に到達したものとみなす。(本項追加、平28・5・27 定期)

(処分手続に付された事案の処分前公表)

第51条の2 会長は、前条第1項の規定に基づき処分の手続に付した場合であって、当該処分の対象となる行為を公表しないことにより被害が拡大するのを防止するために必要があるときは、第49条第1項の処分前であっても、事案の概要その他会令に定める事項を公表すること(以下「処分前公表」という。)ができる。

2 会長は、前項に定める処分前公表を行うときは、処分前公表審議委員会に対し、処分前公表が相当であるか否かの審議を求めなければならない。

3 処分前公表審議委員会は、前項の審議を求められたときは、処分前公表が相当であるか否かの決議をし、結果を会長に対して速やかに報告しなければならない。

- 4 会長は、処分前公表審議委員会による当該事案の処分前公表が相当である旨の決議があったときは、執行役員会の議決を経て、第1項に定める事項を公表するものとする。
(本条追加、平29・3・14臨時)

(不服申立て)

- 第51条の3** 第51条第3項により、第49条第1項に該当する事実がない旨の通知を受けた処分の請求人は、当該決定について会長に不服を申立てることができる。
- 2 前項の規定による不服申立ては、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に行ななければならない。(改正、平28・5・27定期)
- 3 不服申立ての書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における前項に規定する不服申立期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。(本項追加、平28・5・27定期)
- 4 会長は、第1項の不服申立てがあったときは、不服審議委員会に対し、当該事案の調査を請求しなければならない。(旧第3項繰下、平28・5・27定期)
- 5 不服審議委員会は、前項の請求があったときは、第49条第1項に該当する事実の有無について調査を実施し、調査結果を会長に対して速やかに書面により報告しなければならない。(旧第4項繰下、平28・5・27定期)
- 6 第51条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による不服審議委員会の報告を処分の請求人に対して書面により通知する場合について準用する。(旧第5項繰下、改正、平28・5・27定期、平29・3・14臨時)
(本条追加、平17・12・21臨時、旧第51条の2繰下、平29・3・14臨時)

(審査委員会への送致)

- 第52条** 会長は、第51条第3項又は前条第5項において第49条第1項に該当する事実があるとの決定をしたときは、執行役員会の議決を経て、審査委員会へ送致し、当該事案についての審査及び決議を求めなければならない。(改正、平17・3・23臨時、同17・12・21臨時)
- 2 審査委員会は、前項の事案の送致を受けたときは、当該事案について第49条第1項に該当するか否かを審査し、同項の規定による処分について決議する。
- 3 審査委員会は、前項の決議を行ったときは、速やかに会長に決議の内容を報告しなければならない。
- 4 第2項の決議が確定した場合において、当該決議が会員の処分を求めるものであるときは、審査委員会は速やかにその処分の理由の概要を作成して、会長に提出するものとする。(本項追加、平27・1・21臨時、改正、平27・3・18臨時)

(処分の執行及び公告)

- 第53条** 会長は、前条第2項に規定する審査委員会の決議が確定した場合において、当該決議が会員の処分を求めるものであるときは、速やかに(第49条第2項第4号に定める処分については、経済産業大臣の認可を受けた後速やかに)当該処分を執行する。第49条第6項に規定する場合において、退会処分をするときも、同様とする。(改正、平27・1・21臨時、同27・3・18臨時)
- 2 会長は、第49条第2項の処分を執行したときは、会報のほか、別に定める日本弁理士会ホームページ及び別に定める媒体があるときはその媒体に、次に掲げる事項を公表する。(改正、平26・3・19臨時、同27・1・21臨時、同27・3・18臨時)
- (1) 会員の氏名(弁理士法人にあつてはその名称)(本号追加、平27・1・21臨時、改正、令4・3・4臨時)
- (2) 登録番号(弁理士法人にあつてはその届出番号)(本号追加、平27・1・21臨時、改正、令4・3・4臨時)
- (3) 第49条第2項各号に規定する処分の方法(本号追加、平27・1・21臨時)
- (4) 前条第4項の規定により作成された処分の理由の概要(第49条第6項に規定する場合において、退会処分をするときにあつては、会費滞納である旨)(本号追加、平27・1・21臨時、改正、平27・3・18臨時)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会令で定める事項(本号追加、平27・1・21臨時)
- 3 会長は、前項第4号の処分の理由の概要を公表することにより、当該処分に係る事案の関係者に著しい不利益を及ぼすおそれがあると認めるときは、審査委員会に対して当該処分の理由の概要の変更を求めることができる。(本項追加、平27・1・21臨時)

(登録抹消の制限)

- 第54条** 本会は、第51条第1項の綱紀委員会に対する調査の請求を行ったときは、処分の手続が結了するまでは、当該弁理士の登録を抹消することができない。

(継続研修義務不履行者に対する処分の特例)

- 第54条の2** 第49条の規定にかかわらず、会長は、弁理士が第57条第2項若しくは第3項、第57条の2又は第57条の2の2に違反したとき(以下「継続研修義務不履行」という。)は、当該弁理士を処分することができる。この場合において、第53条の規定は適用しない。
- 2 処分の方法は、次の3種とする。
- (1) 戒告
- (2) この会則によって会員に与えられた権利の2年を限度とする停止

(3) 経済産業大臣に対する懲戒の請求

- 3 前項第1号又は第2号の規定による処分は、会長が継続研修履修状況管理委員会の調査を経てこれを行う。
- 4 会長は、前項の調査の報告を受けたときは、当該事案について第1項に該当するか否かを審査し、同項の規定による処分について決定する。この場合において、当該決定が処分を行うものである場合には速やかに処分を執行し、処分を行わないものである場合にはその旨を当該弁理士に通知する。
- 5 第2項第2号に規定する処分は、同項第1号の処分を受けた弁理士が、第57条の2第1項に定める履修義務を履行しなかった場合に限り、これを行う。
- 6 会長は、第2項第2号の処分を受けた弁理士が、第57条の2第1項に定める履修義務を履行しなかった場合は、継続研修履修状況管理委員会の調査を経て、執行役員会の議決により、審査委員会に送致することができる。
- 7 審査委員会は、前項の事案の送致を受けたときは、当該事案について第1項に該当するか否かを審査し、第2項各号に掲げる処分について決議する。
- 8 第49条第3項、第52条第3項及び第53条第1項の規定は、前項の場合に準用する。
- 9 会長は、第2項の処分を執行したときは、会報のほか、別に定める日本弁理士会ホームページ及び別に定める媒体があるときはその媒体に、次に掲げる事項を公表する。
 - (1) 氏名
 - (2) 登録番号
 - (3) 第2項各号に規定する処分の方法
 - (4) 処分の理由が継続研修義務不履行である旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会令で定める事項
- 10 会長は、第6項の規定により審査委員会へ送致された弁理士が、第2項各号のいずれかの処分を受けた場合において、第57条の2第1項に定める履修義務を履行しなかったときは、第51条第1項に規定する処分の手続を行うこととする。
(本条追加、平27・5・29 定期)

(会員の処分等の細目) (見出し改正、平27・5・29 定期)

- 第55条** 審査委員会、綱紀委員会、不服審議委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の組織、職務、審査手続、処分の公表、処分前公表その他会員の処分に関し必要な事項は、会令で定める。(改正、平17・12・21 臨時、同23・12・9 臨時、同27・1・21 臨時、同29・3・14 臨時)
- 2 この会則に定めるもののほか、継続研修の未履修者の履修状況の管理、受講勧告、その他継続研修義務不履行に関し必要な事項は、会令で定める。(本項追加、平27・5・29 定期)

第5章 研修

(研修の奨励)

- 第56条** 弁理士は、弁理士倫理を保持し、業務に関する法令、専門技術及び実務に精通するよう常に研修に努めなければならない。

(継続研修)

- 第57条** 弁理士が弁理士としての使命及び職責を全うし弁理士業務の質的向上を図るため、本会は、施行規則第25条に定める継続研修として弁理士を対象に次に掲げる研修を行う。(改正、平30・5・30 定期)
- (1) 倫理研修
 - (2) 工業所有権法令、知的財産施策等に係る業務研修
 - (3) 工業所有権に係る手続、周辺業務関連に係る業務研修 (前号に関するものを除く。)
 - (4) その他、弁理士としての業務を遂行するうえで必要とされる資質向上を図る業務研修
- 2 弁理士は、前項の研修を受講し、施行規則第25条で定める研修期間内に次に掲げる70単位以上の必要単位数を履修しなければならない。(改正、平20・5・23 定期)
 - (1) 前項第1号に規定する倫理研修は10単位とし、必修とする。(本号追加、平20・5・23 定期)
 - (2) 前項第2号から4号までに規定する業務研修は60単位以上とし、会長は前項第2号に規定する業務研修のうちから、必修科目を指定する。(本号追加、平20・5・23 定期)
 - 3 弁理士は、前項各号に定める必要単位数を既に満たしているか否かにかかわらず、前項第2号により会長が指定する必修科目については、内規で定める期間内に履修しなければならない。(改正 [旧第3項削除、旧第4項繰上]、平20・5・23 定期)
 - 4 本会は、内規で定める継続研修履修結果を弁理士及び弁理士法人に通知するものとする。(旧第5項繰上、平20・5・23 定期、改正、令4・3・4 臨時)
 - 5 前4項のほか研修の実施に必要な事項は、会令で定める。(改正 [旧第6項繰上]、平20・5・23 定期)
(本条追加、平20・3・19 臨時)

(継続研修義務不履行者の履修期限) (見出し改正、平26・3・19臨時)

第57条の2 弁理士は、継続研修義務不履行により処分を受けたか否かにかかわらず、当該処分の執行日又は処分不問の通知を受けた日から6月以内に、当該処分手続に係る不足単位数又は未履修の必修科目の履修をしなければならない。(改正、平20・5・23定期、同26・3・19臨時、同27・5・29定期)

2 会長は、前項の期間内に履修を完了しない弁理士について、第57条第2項、同条第3項又は第57条の2の2に違反した者と同様に取り扱うものとする。(改正、平26・3・19臨時)

(本条追加、平20・3・19臨時、改正、同20・5・23定期、同23・12・9臨時、同26・3・19臨時)

(登録抹消時まで履修義務を履行していない再登録者の履修義務)

第57条の2の2 弁理士の登録を抹消された者が再び弁理士の登録を受けた場合において、当該抹消時まで会令で定める履修義務を履行していないときは、会令で定める期間内にその履修義務を履行しなければならない。(本条追加、平26・3・19臨時)

(継続研修の免除及び必要単位数の軽減)

第57条の3 会長は、施行規則第26条第3項又は第27条第3項において定める審査において、申請事由が妥当でないと判断した場合は、その旨及び理由を文書で通知するものとする。(改正、平20・5・23定期)

2 前項の通知を受領した弁理士は、受領の日から30日以内に文書により会長に異議を申し立てることができるものとする。

3 会長は、前項の異議申立てがあった場合には、再度審査をし、その結果を文書で通知するものとする。(改正、平20・5・23定期)

(本条追加、平20・3・19臨時)

(研修所の運営)

第57条の4 第148条第1項に規定する研修所(以下この章において「研修所」という。)は、各事業年度(毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる期間をいう。以下この章において同じ。)の継続研修に関する実施計画を作成して運営に当たり、会長に報告すると共に、事業年度ごとに継続研修の実施状況をまとめ会長に報告する。

2 研修所は、弁理士の継続研修に対する理解を深め、履修の促進を図るために、弁理士の履修状況を的確に把握し、弁理士の研修活動の支援に当たるものとする。

3 研修所は、会長の命を受けて弁理士に対し継続研修に関する必要な指導、勧告を行うことができる。

(本条追加、平20・3・19臨時)

(経済産業大臣の承認に関する手続)

第57条の5 会長は、研修所が作成した実施計画に従い、施行規則第28条第1項の規定に基づく経済産業大臣の承認を得るために必要な手続をしなければならない。

2 会長は、研修所が作成した実施状況の報告について、施行規則第28条第2項の規定に基づく経済産業大臣への報告をしなければならない。

(本条追加、平20・3・19臨時)

(意見の聴取) (見出し改正、平20・3・19臨時)

第58条 本会は、第57条第1項第1号の倫理研修の実施にあたっては、外部意見聴取会の意見を聴かななければならない。(旧第2項繰上、改正、平20・3・19臨時)

(継続研修の受講歴の公表) (見出し改正、平20・3・19臨時)

第59条 本会は、弁理士の研修受講歴を公表する。(改正、平20・3・19臨時)

(研修の細目)

第60条 研修に関し必要な事項は、会令で定める。(改正、平20・3・19臨時)

第6章 役員

(役員)

第61条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 8人 (改正、平17・3・23臨時)
- (3) 常議員 60人 (改正、平17・3・23臨時)
- (4) 執行理事 20人以内 (本号追加、平17・3・23臨時)
- (5) 監事 10人 (改正、平17・3・23臨時)
- (6) 外部常議員 5人以内 (本号追加、平28・12・21臨時)

(7) 外部監事 5人以内(改正、平17・3・23臨時、旧第6号線下、平28・12・21臨時)

(役員の職務)

第61条の2 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して会務を執行する。
- 3 副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 前項の規定により、副会長が会長の職務を行う順序は、あらかじめ会長が指定した順序による。ただし、会長が順序を指定していない場合は、弁理士登録の先順位の順序による。
- 5 執行理事は、会長又は副会長の委嘱を受けて本会の常務を執行することができる。
(本条追加、平17・3・23臨時)

(兼任の禁止)

第62条 会長、副会長、常議員、執行理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。(改正、平17・3・23臨時、同26・3・19臨時)

- 2 外部常議員及び外部監事(以下「外部役員」という。)は、相互にこれを兼ねることができない。(本項追加、平28・12・21臨時)
- 3 会長、副会長、常議員、執行理事及び監事は、次に掲げる委員会の委員(予備委員を含む。)を兼ねることができない。(改正、平17・3・23臨時、旧第2項線下、平28・12・21臨時)
 - (1) 審査委員会(旧3号線、平29・3・14臨時)
 - (2) 綱紀委員会(旧1号線下、平29・3・14臨時)
 - (3) 紛議調停委員会(旧5号線、平29・3・14臨時)
 - (4) 選挙管理委員会(旧6号線、平29・3・14臨時)
 - (5) 登録審査会(日本弁理士会の会長を除く。)(旧4号線下、平29・3・14臨時)
 - (6) 不服審議委員会(旧2号線下、平29・3・14臨時)
 - (7) コンプライアンス委員会(本号追加、平20・9・26臨時)
 - (8) 継続研修履修状況管理委員会(本号追加、平23・12・9臨時)
 - (9) 処分前公表審議委員会(本号追加、平29・3・14臨時)
- 4 外部役員は、次に掲げる委員会等の委員(予備委員を含む。)を兼ねることができない。(本項追加、平28・12・21臨時)
 - (1) 審査委員会(旧3号線、平29・3・14臨時)
 - (2) 綱紀委員会(旧1号線下、平29・3・14臨時)
 - (3) 外部意見聴取会(旧4号線、平29・3・14臨時)
 - (4) 登録審査会(旧5号線、平29・3・14臨時)
 - (5) 不服審議委員会(旧2号線下、平29・3・14臨時)

(役員の選任等)(見出し改正、平26・3・19臨時)

第63条 会長1人を、隔年ごとに弁理士の中から選挙によって選任する。ただし、会長は引き続き2回を超えて選任されることができない。(改正、平26・3・19臨時)

- 2 副会長8人、常議員30人(定数の半数)及び監事5人(定数の半数)を、毎年弁理士の中から選挙によって選任する。ただし、副会長は引き続き4回を超えて、監事は引き続き選任されることができない。(改正、平26・3・19臨時)
- 3 執行理事は、弁理士の中から会長の指名により選任する。(改正、平26・3・19臨時)
- 4 会長は、執行理事を解任することができる。
- 5 執行理事を選任又は解任したときは、直近の総会の承認を受けなければならない。
- 6 会長若しくは副会長が欠けたとき、又は常議員6人以上若しくは監事2人以上が欠けたときは、補欠選挙を行わなければならない。ただし、残任期間が6月未満の場合は、この限りでない。
- 7 第1項ただし書及び第2項ただし書の規定により、会長、副会長又は監事に選任されることができない者は、会長、副会長又は監事の選出のための定時選挙、補欠選挙及び再選挙が行われる場合において、同一役員の候補者となることができない。(改正、平26・3・19臨時)
- 8 立候補時に弁理士登録年数が通算10年未満の者は、会長の選挙の候補者となることができない。(本項追加、平26・3・19臨時)
- 9 立候補時に弁理士登録年数が通算5年未満の者は、副会長の選挙の候補者となることができない。(本項追加、平26・3・19臨時)
- 10 外部役員は、弁理士以外の有識者から執行役員会が選任する。(改正、平17・3・23臨時、旧第8項線下、平26・3・19臨時、改正、平28・12・21臨時)
- 11 執行役員会は、外部役員を解任することができる。(本項追加、平28・12・21臨時)
- 12 外部役員を選任又は解任したときは、直近の総会の承認を受けなければならない。(本項追加、平28・12・21臨時)
- 13 この条に定めるもののほか、役員を選任等に関し必要な事項は、会令で定める。(本項追加、平26・3・19臨時、旧第11項線下、平28・12・21臨時)

(選挙の単位等)

第63条の2 会長は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。

- 2 副会長は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。
- 3 常議員は、各選挙区において、選挙する。
- 4 監事は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。

(本条追加、平17・3・23臨時)

(選挙区及びその定員)

第63条の3 前条第3項の選挙区は、会令で定める。

- 2 各選挙区に割り振る常議員の数(以下「定員」という。)は、毎年、第61条第3号に定めた常議員の数の半数(30人)を4月1日現在の各選挙区内に主たる事務所を置く弁理士(選挙権を有しない者を除く。)の数に按分して算出する。ただし、算出した定員が0の選挙区がある場合に、当該選挙区の前年度の定員が0であるときは、当該選挙区に定員1を割り振った後に、他の選挙区の定員を算出する。(改正、平26・3・19臨時)
- 3 定員0の選挙区は、第63条第2項の規定にかかわらず、その年度の常議員の選挙は行わない。

(本条追加、平17・3・23臨時)

(選挙管理委員会等)(見出し改正、平17・3・23臨時)

第64条 役員(執行理事及び外部役員を除く。)の選挙は、本会に設置された選挙管理委員会が管理する。(改正、平28・12・21臨時)

- 2 選挙の方法、選挙管理委員会の組織その他役員選挙に必要な事項は、会令で定める。

(役員任期)

第65条 会長の任期は、その選挙のあった年度の次年度の4月1日から2年とする。(改正、平17・3・23臨時)

- 2 副会長の任期は、その選挙のあった年度の次年度の4月1日から1年とする。(本項追加、平17・3・23臨時)
- 3 常議員及び監事の任期は、その選挙のあった年度の次年度の4月1日から2年とする。(改正、平17・3・23臨時)
- 4 役員(執行理事及び外部役員を除く。以下この項において同じ。)が欠けた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。(旧第3項繰下、平17・3・23臨時、改正、平28・12・21臨時)
- 5 執行理事の任期は、選任の日からその日の属する年度の末日までとする。(本項追加、平17・3・23臨時)
- 6 外部役員の任期は、総会でその選任が承認された日の翌日からその日の属する年度の翌年度の定期総会の日までとする。(旧第4項繰下、平17・3・23臨時、改正、平28・12・21臨時、同30・12・21臨時)
- 7 任期の満了により退任する役員は、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行う。(旧第5項繰下、平17・3・23臨時)

(会長及び副会長の報酬)(見出し改正、平26・3・19臨時)

第65条の2 会長及び副会長には、報酬を支給する。(改正、平26・3・19臨時)

- 2 報酬の種類及びその額並びにその支給方法は会令で定める。(本項追加、平26・3・19臨時)

(本条追加、平17・3・23臨時)

(資格喪失)

第66条 役員は、法第32条の規定により業務停止の処分を受けたとき、又は第49条の規定により選挙権若しくは被選挙権の停止処分を受けたときは、その資格を失う。

(役員解任)

第67条 役員が、次の各号の一に該当するときは、弁理士の議決権の総数の3分の1以上に当たる議決権数(第94条第2項の規定による議決権数を含む。)を有する弁理士が出席した総会において、出席弁理士の議決権数の3分の2以上の多数による決議を経て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(外部役員の秘密を守る義務)

第67条の2 第37条の規定は、外部役員について準用する。(本条追加、平28・12・21臨時)

(役員に関する細目)

第68条 この会則に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、会令で定める。(改正、平17・3・23臨時)

第7章 執行役員会(章題改正、平17・3・23臨時)

(執行役員会)

第69条 会長、副会長及び執行理事は、執行役員会を組織する。

2 執行役員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 予算及び事業計画の策定並びにその執行に関する事項
- (2) 決算報告の作成に関する事項
- (3) 会員の指導、連絡及び監督に関する事務並びに事業の執行に関する事項
- (4) 総会及び常議員会に付する議案に関する事項
- (5) 常議員会から委任された事項
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(改正、平17・3・23 臨時)

(執行役員会の招集)

第70条 執行役員会は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったときは、速やかに執行役員会を招集しなければならない。(改正、平17・3・23 臨時、同26・3・19 臨時)

(改正、平17・3・23 臨時)

(定足数)

第71条 執行役員会は、会長及び副会長のうち過半数が出席しなければ開会することができない。(改正、平17・3・23 臨時、同26・3・19 臨時)

(執行役員会の議事)

第72条 執行役員会の議長は、会長がこれを務める。(改正、平17・3・23 臨時)

2 執行役員会における議決権は、出席した会長及び副会長が有し、その議事は、議決権総数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。(改正、平17・3・23 臨時、同26・3・19 臨時)

3 執行理事は、執行役員会に出席し、議案に関して報告及び説明を行い、意見を述べることができる。(本項追加、平26・3・19 臨時)

(外部意見の聴取)

第73条 会長は、外部の有識者からなる外部意見聴取会を設ける。

2 前項の外部意見聴取会に関し必要な事項は、会令で定める。

(機関長の出席等)

第73条の2 第104条第1項の規定により設置された地域会の会長、第148条から第150条の3の3までに定める附属機関の長及び第62条第3項各号に掲げる委員会又は第101条第1項の規定に基づき設置される委員会(以下本条において「委員会」という。)の委員長(以下「機関長等」という。)は、当該地域会、附属機関又は委員会に関係する議案に関し、執行役員会に出席して意見を述べるができる。(本条追加、平17・3・23 臨時、改正、平30・12・21 臨時)

(執行役員会の細目)(見出し改正、平26・3・19 臨時)

第74条 この会則に定めるもののほか、執行役員会の運営に関し必要な事項は、会令で定める。(改正、平17・3・23 臨時)

第8章 常議員会

(常議員会)

第75条 常議員及び外部常議員は、常議員会を組織する。(改正、平17・3・23 臨時、同26・3・19 臨時、同28・12・21 臨時)

2 常議員会に議長1人及び副議長2人を置く。(本項追加、平26・3・19 臨時)

3 議長及び副議長は、常議員の互選により定める。(本項追加、平26・3・19 臨時)

4 議長及び副議長の任期は、前項の規定により選任された日の属する年度の末日までとする。(本項追加、平26・3・19 臨時)

5 第3項の互選は、毎年度の最初の常議員会において行う。ただし、議長又は副議長が欠けたときは、遅滞なく互選する。(本項追加、平26・3・19 臨時)

6 議長は、常議員会を総理する。(本項追加、平26・3・19 臨時)

7 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠員のときはその職務を行う。(本項追加、平26・3・19 臨時)

8 前項の規定により、副議長が議長の職務を代理若しくは行う順序は、あらかじめ議長が指定した順序による。ただし、議長が順

序を指定していない場合は、弁理士登録の先順位の順序による。(本項追加、平26・3・19臨時)

(常議員会の招集権)(見出し改正、平26・3・19臨時)

第76条 常議員会は、会長又は議長がこれを招集する。(改正、平17・3・23臨時、同26・3・19臨時)

- 2 会長又は議長は、常議員及び外部常議員の合計数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったときは、速やかに常議員会を招集しなければならない。(改正、平17・3・23臨時、同26・3・19臨時、同28・12・21臨時)

(常議員会の招集手続)(見出し改正、平26・3・19臨時)

第77条 会長又は議長は、常議員会を招集するには、会日の7日前までに常議員及び外部常議員に通知及び議案の発送を行わなければならない。ただし、会長又は議長は、緊急を要すると認められるときは、当該期間を会日の2日前までに短縮することを妨げない。(改正、平17・3・23臨時、同26・3・19臨時、同28・12・21臨時)

(常議員会の審議事項)

第78条 常議員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 審査委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の委員の選任に関する事項(改正、平17・12・21臨時、同20・9・26臨時、同23・12・9臨時、同29・3・14臨時)
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項
(改正、平17・3・23臨時)

第79条 削除(総会による審議)(平17・3・23臨時)

(常議員会の決議の公示)(見出し改正、平24・12・6臨時)

第80条 常議員会の決議は、10日以内に公示しなければならない。ただし、秘密に属する事項は、この限りではない。(改正、平24・12・6臨時)

- 2 常議員会の決議の公示は、会報に掲載することにより行う。(改正、平24・12・6臨時)
- 3 前項の公示は、会報への掲載に代えて、電気通信回線を使用することにより行うことができる。ただし、公示の内容は、遅滞なく会報に掲載しなければならない。(本項追加、平24・12・6臨時)

(機関長等の出席)

第80条の2 機関長等の常議員会への出席については、第73条の2の規定を準用する。(本条追加、平17・3・23臨時)

(常議員会の細目)

第81条 この会則に定めるもののほか、常議員会の運営に関し必要な事項は、会令で定める。

第9章 監事会

(監事会)

第82条 監事及び外部監事は、監事会を組織する。

- 2 監事会に監事長1人及び副監事長2人を置く。
- 3 監事長及び副監事長は、監事及び外部監事の互選により定める。
- 4 監事長及び副監事長の任期は、前項の規定により選任された日の属する年度の末日までとする。
- 5 第3項の互選は、毎年度の最初の監事会において行う。
- 6 監事長は、監事会を総理する。
- 7 副監事長は、監事長を補佐し、監事長が欠けたとき、又は事故あるときは、監事長があらかじめ指定した順序により副監事長がその職務を行う。監事長が順序を指定していないときは、監事及び外部監事の選挙により副監事長のうちからその職務を行う者を定める。
- 8 監事会は、執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査する。(改正、平17・3・23臨時)
- 9 監事会は、監事長名をもって、執行役員会に対し、会務の執行の状況並びに本会の資産及び会計の状況に関し、説明を求めるこ

とができる。(改正、平17・3・23臨時)

10 監事長は、会務執行の状況並びに本会の資産及び会計の状況に関する監査の結果を総会に報告しなければならない。

11 監事長は、必要に応じて執行役員会に出席し、会務執行の状況並びに本会の資産及び会計の状況に関する監査の結果を報告することができる。(改正、平17・3・23臨時)

(監事会の招集)

第83条 監事会は、監事長がこれを招集する。ただし、毎年度の最初の監事会は、執行役員会が招集する。(改正、平17・3・23臨時)

2 監事長は、監事の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったときは、速やかに監事会を招集しなければならない。

(外部意見の聴取)

第84条 監事会は、本会の資産及び会計の状況について外部専門家の意見を聴取しなければならない。

(調査の申立て)

第85条 会員は、執行役員会が例規の規定による許可の申請に対して行った処分及び許可を取消し又は変更した処分について不服がある場合は、監事会に対し、調査の申立てをすることができる。(改正、平17・3・23臨時)

2 前項の規定による調査の申立書は、処分について不服ある会員が監事会に提出する。

3 監事会は、前項の申立書を受理したときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を執行役員会に報告しなければならない。(改正、平17・3・23臨時)

4 執行役員会は、前項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、再度審議の上処分を決定しなければならない。(改正、平17・3・23臨時)

第86条 削除 (外部監事の秘密を守る義務) (平28・12・21臨時)

(監事会の細目)

第87条 この会則に定めるもののほか、監事会の運営に関し必要な事項は、会令で定める。

第10章 総会

(総会の種類及び時期)

第88条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度5月末日までにこれを招集しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、天災地変その他の非常の場合において、定期総会の招集が極めて困難な理由があるときは、執行役員会の決議により定期総会の招集を延期することができる。この場合において、その延期の理由がなくなったときは、速やかに定期総会を招集しなければならない。(本項追加、令3・3・3臨時)

4 臨時総会は、執行役員会においてその必要を認める決議があったとき、又は監事会の決議による請求があったとき、又は弁理士40人以上の共同の請求があったとき、これを招集しなければならない。(改正、平17・3・23臨時、旧第3項繰下、令3・3・3臨時)

5 前項に規定する弁理士による総会招集の請求は、議案を添えて行わなければならない。(旧第4項繰下、令3・3・3臨時)

(総会の招集)

第89条 総会は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の場合において、総会招集の決議又は請求があった日から10日以内に会長が総会招集の手続を行わないときは、執行役員会の決議による場合は副会長が、監事会の決議による場合は監事長が、弁理士による共同の請求の場合は当該弁理士が、それぞれ総会を招集することができる。(改正、平17・3・23臨時)

(総会の議決事項)

第90条 総会は、例規に特別の定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 会則の制定、改正及び廃止に関する事項

(2) 会令の制定、改正及び廃止に関する事項

(3) 重要な財産の処分に関する事項

(4) 予算、決算及び事業計画の承認に関する事項

(5) 執行理事の選任又は解任の承認に関する事項 (本号追加、平17・3・23臨時)

(6) 外部役員 of 承認に関する事項 (旧第5号繰下、平17・3・23臨時、改正、平28・12・21臨時)

(7) 役員 of 解任に関する事項 (旧第6号繰下、平17・3・23臨時)

- (8) 第104条第1項の規定による地域会の設置、分割、合併、境界変更及び第105条に定める地域会規則に関する事項(改正、平17・3・23臨時、同30・12・21臨時)
- (9) 第113条第2項に規定する無効の確認等に関する事項(改正、平30・12・21臨時)
- (10) 常議員会及び執行役員会に対する、委員会の設置及び廃止その他委員会に関し必要な措置の実施の命令に関する事項(改正、平17・3・23臨時)
- (11) 会務執行に関する調査のため、総会において必要と認める委員会の設置に関する事項(旧第12号繰上、平17・3・23臨時)
- (12) 常議員会、執行役員会又は監事会において総会に付することを相当と認めた事項(改正、平17・3・23臨時)
- (13) 外部意見聴取会の委員の承認に関する事項(本号追加、平17・3・23臨時)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項

(総会の議長)

第91条 総会の議長は、総会に出席した弁理士の互選による。

- 2 前項の互選は、出席した弁理士の有する議決権数(第94条第2項の規定による議決権数を含む。)の多数決による。

(総会の議案)

第92条 総会を招集するには、会日の14日前までに各弁理士に通知及び議案の発送を行わなければならない。ただし、緊急を要すると認められる場合は、当該期間を会日の5日前までに短縮することができる。

- 2 総会招集の通知には、総会の日時、場所及び会議の目的事項を記載しなければならない。
- 3 第1項の議案には、その全文を記載し、かつ、理由の要旨を附記しなければならない。
- 4 第1項ただし書きの規定は、予算、決算並びに会則の制定、改正及び廃止に関する議案については適用しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、簡易な事項又は秘密にわたる事項については、議案の配布を省略することができる。

(総会の議案の臨時の提案)

第93条 会長、副会長は、あらかじめ配布した議案に関連しその趣旨を達成するため必要と認められる議案を、総会において臨時に提案することができる。

- 2 弁理士が他の弁理士(第94条第7項において、総会の出席者数に算入された委任者である弁理士を含む。)100人以上の賛成を得たときは、議案に関連しその趣旨を達成するため必要と認められる議案を総会の議場において臨時に提案することができる。

(議決権)

第94条 総会における議決権(以下、この章において「議決権」という。)は、弁理士1人につき1個とする。

- 2 議決権を有する弁理士は、その議決権を行使する権限を、本会所定の委任状(持参、郵送又は電気通信回線の使用により提出されたものを含む。)により、議決権を有し、かつ、総会に現に出席する他の弁理士に委任することができる。(改正、平23・12・9臨時)
- 3 前項の場合において、議決権を行使する権限を委任する弁理士(以下、この章において「委任者」という。)は、議決権を行使させる弁理士(以下、この章において「受任者」という。)を代理人と定めて委任状に記載しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委任者が代理人の記載のない委任状を本会に提出した場合には、当該委任者は、総会に現に出席する弁理士の議決権及び代理人の記載のある委任状により行使される議決権による表決において多数となった意思に賛成したものとみなす。
- 5 この場合においては、前項の表決の結果多数となった意思を表した議決権数に、代理人の記載のない委任状により行使される議決権数を加えた議決権数を多数とする議決が行われたものとする。
- 6 委任者は、その議決権の行使に関し、受任者の代理権の範囲を制限することができない。
- 7 委任者は、本会則における総会に出席した弁理士数に算入する。ただし、第3項の規定により代理人を定めた委任者を、出席した弁理士数に算入する場合には、代理人が現に総会に出席することを要する。
- 8 委任状は、委任者が、会日の1日前(その日が本会所定の休日に当たるときは、休日前の最後の平日。)までに本会に提出しなければならない。(改正、平23・12・9臨時)

(総会の決議)

第95条 総会において、第90条第1号及び第3号に規定する事項の決議をするときには、議決権の総数の3分の1以上に当たる議決権数(第94条第2項の規定による議決権数を含む。)を有する弁理士の出席を要するものとする。

- 2 第90条第2号に規定する事項の決議をするときには、議決権の総数の6分の1以上に当たる議決権数(第94条第2項の規定による議決権数を含む。)を有する弁理士の出席を要するものとする。
- 3 総会の決議は、この会則に別段の定めがある場合のほか、出席した弁理士の議決権数(第94条第2項の規定による議決権数を含む。)の過半数をもって決する。
- 4 議長は、前項の決議に加わることができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の決議の公示) (見出し改正、平 24・12・6 臨時)

第 96 条 総会の決議は、10 日以内に公示しなければならない。ただし、秘密に属する事項は、この限りでない。(改正、平 24・12・6 臨時)

2 総会の決議の公示は、会報に掲載することにより行う。(改正、平 24・12・6 臨時)

3 前項の公示は、会報への掲載に代えて、電気通信回線を使用することにより行うことができる。ただし、公示の内容は、遅滞なく会報に掲載しなければならない。(本項追加、平 24・12・6 臨時)

(総会の細目)

第 97 条 この会則に定めるもののほか、総会の議事、委任状の取扱い、その他総会に関し必要な事項は、会令で定める。

第 11 章 委員会 (章題改正、平 17・3・23 臨時)

第 1 節 削除 (執行補佐役) (平 17・3・23 臨時)

第 98 条 削除 (執行補佐役の選出) (平 17・3・23 臨時)

第 99 条 削除 (執行補佐役の職務) (平 17・3・23 臨時)

第 100 条 削除 (執行補佐役の細目) (平 17・3・23 臨時)

第 2 節 委員会

(委員会の設置)

第 101 条 本会は、例規に特別の定めがあるもののほか、常議員会、執行役員会において必要があると認めるときは、委員会を設けることができる。(改正、平 17・3・23 臨時)

2 委員会が運営のための費用を必要とする場合には、執行役員会はその予算成立に必要な手続を行わなければならない。(改正、平 17・3・23 臨時)

3 本会は、必要に応じて外部委員を委嘱することができる。

(地位の喪失)

第 102 条 委員会の委員は、法第 3 2 条の規定により業務停止の処分を受けたとき、又は第 4 9 条の規定により選挙権若しくは被選挙権の停止の処分を受けたときは、その地位を失う。

(委員会の細目)

第 103 条 この会則に定めるもののほか、委員会の組織、議事その他委員会に関し必要な事項は、会令で定める。

第 12 章 支部

第 1 節 支部

(地域会の設置) (見出し改正、平 30・12・21 臨時)

第 104 条 本会は、会令で定める地域 (以下「単位地域」という。)に、法第 5 8 条に規定する支部として、地域会を置くことができる。(改正、平 30・12・21 臨時)

2 地域会は、単位地域内に事務所を有する会員をもって組織する。(旧 3 項繰上、改正、平 30・12・21 臨時)

3 地域会は、下部組織を設けることができる。(旧 4 項繰上、改正、平 30・12・21 臨時)

4 地域会の名称は、「日本弁理士会」に続けて、当該地域会の置かれる単位地域の名称に「会」を付したものとする。(本項追加、平 30・12・21 臨時)

(改正、平 17・3・23 臨時)

(地域会の分割、合併等) (見出し改正、平 30・12・21 臨時)

第 104 条の 2 本会は、総会の決議を経て地域会の分割、合併又は境界変更をすることができる。(本条追加、平 17・3・23 臨時、改正、平 30・12・21 臨時)

(地域会規則) (見出し改正、平 30・12・21 臨時)

第105条 地域会規則は、会令で定める。

2 地域会規則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 地域会の名称及び事務所の所在地
 - (2) 地域会の事業に関する事項
 - (3) 地域会を組織する会員（以下「地域会会員」という。）に関する事項
 - (4) 第108条第1項に規定する役員（以下「地域会役員」という。）に関する事項
 - (5) 地域会の総会（以下「地域会総会」という。）に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、地域会において必要と認める事項
- (改正、平 17・3・23 臨時、同 30・12・21 臨時)

(地域会の事業) (見出し改正、平 30・12・21 臨時)

第106条 地域会は、次の事業を行う。(改正、平 30・12・21 臨時)

- (1) 地域会会員の指導、連絡及び監督に関すること。(改正、平 30・12・21 臨時)
 - (2) 会務に関し、本会から地域会に委任された事項を実行すること。(改正、平 30・12・21 臨時)
 - (3) 本会からの通達内容を地域会会員に徹底させること。(改正、平 30・12・21 臨時)
 - (4) 地域会会員の資質の向上を図る事業を行うこと。(改正、平 30・12・21 臨時)
 - (5) 地域会会員の綱紀を保持し、その信用及び品位の向上を図る施策を実施すること。(改正、平 30・12・21 臨時)
 - (6) 地域会会員の意見を本会に連絡すること。(改正、平 30・12・21 臨時)
 - (7) 本会に対し建議をし、若しくは諮問に対し答申をすること。(改正、平 30・12・21 臨時)
 - (8) 知的財産権制度の普及及び改善に関すること。
 - (9) 知的財産活動の支援に関すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、会則及び地域会規則に定める目的の範囲内において適当と認める事業を行うこと。(改正、平 30・12・21 臨時)
- (改正、平 17・3・23 臨時)

第107条 削除（支部設置の手続）(平 17・3・23 臨時)

(地域会役員) (見出し改正、平 30・12・21 臨時)

第108条 地域会に、次の地域会役員を置く。(改正、平 30・12・21 臨時)

- (1) 会長 1人(改正、平 30・12・21 臨時)
 - (2) 副会長 若干人(改正、平 30・12・21 臨時)
 - (3) 幹事 若干人
 - (4) 監査役 若干人
- (改正、平 17・3・23 臨時)

2 前項第1号に掲げる会長は1人とし、同第2号に掲げる副会長、同第3号に掲げる幹事及び同第4号に掲げる監査役の人数は、会令で定める。(本項追加、平 30・12・21 臨時)

(地域会役員の職務) (見出し改正、平 30・12・21 臨時)

第108条の2 地域会の会長は、地域会を代表し、当該地域会の事務を総理する。

2 地域会の副会長は、地域会の会長を補佐し、地域会の会長に事故があるときはその職務を代理し、地域会の会長が欠員のときはその職務を行う。

3 地域会の幹事は、地域会の会長及び地域会の副会長の事務の執行を補佐する。

4 地域会の監査役は、地域会の事務の執行及び会計を監査する。

(本条追加、平 17・3・23 臨時、改正、平 30・12・21 臨時)

(事業計画及び予算)

第109条 地域会は、毎事業年度、事業計画及び予算を定め、地域会の会長は、遅滞なく、これらを会長に報告しなければならない。臨時の事業計画及び予算についても、同様とする。(改正、平 30・12・21 臨時)

2 会長は、前項の事業計画及び予算について、不適切と認めるものがあるときは、その変更を求めることができる。

(改正、平 17・3・23 臨時)

(事業計画及び予算の執行)

第110条 地域会の事業計画及び予算の執行に関する事項並びに本会の委任を受けた事項については、地域会の会長がこれを行う。

(改正、平 30・12・21 臨時)

(決算)

第111条 地域会は、毎事業年度終了後、決算を行い、地域会の会長は、遅滞なく、これを会長に報告しなければならない。(改正、平17・3・23臨時、同30・12・21臨時)

(地域会総会招集の報告等) (見出し改正、平30・12・21臨時)

第112条 地域会の会長は、地域会総会の招集を通知するときは、地域会総会の日時、場所及び議題を会長に報告しなければならない。(改正、平17・3・23臨時)

- 2 会長及び副会長は、地域会総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 地域会の会長は、地域会総会の決議を遅滞なく会長に報告しなければならない。(改正、平17・3・23臨時)
(改正、平30・12・21臨時)

(決議の無効等)

第113条 地域会総会の決議又は地域会役員の行為で、法令、例規又は総会の決議に違反するもの(次項において「無効な決議等」という。)は、無効とする。

- 2 地域会において無効な決議等があった場合においては、本会は、総会の決議をもって、その無効の確認をし、あわせて当該地域会に対して役員の改選を命ずることができる。
(改正、平17・3・23臨時、同30・12・21臨時)

(地域会費) (見出し改正、平30・12・21臨時)

第114条 本会は、地域会に対し、予算で定める地域会費を交付する。

- 2 前項の地域会費の額は、当該地域会に属する弁理士数(当該地域会に従たる事務所のみを設置する弁理士の数を含む。)より算出される額と、当該地域会に属する弁理士法人数より算出される額の合算額を限度とする。(改正、平19・3・28臨時、同25・12・20臨時、令4・3・4臨時)
- 3 当該地域会に属する弁理士数より算出される額の基礎となる弁理士の一人当たりの額は、当該弁理士数が50人以内の部分については、弁理士の会費に12を乗じた額(以下「会費年額」という。)の10分の6、51人以上100人以内の部分については会費年額の10分の5、101人以上500人以内の部分については会費年額の10分の4、501人以上1000人以内の部分については会費年額の10分の3、1001人以上の部分については会費年額の10分の1とする。(本項追加、平25・12・20臨時)
- 4 当該地域会に属する弁理士法人数より算出される額の基礎となる弁理士法人の一人当たりの額は、弁理士法人の会費に12を乗じた額の10分の3とする(本項追加、平25・12・20、令4・3・4臨時)
- 5 第1項の地域会費には、本会分室の維持費及び当該本会分室に勤務する本会の事務局職員の人件費は、含まないものとする。(旧第3項線下、平25・12・20臨時)
(改正、平17・3・23臨時、同30・12・21臨時)

(地域会会長会議) (見出し改正、平30・12・21臨時)

第115条 会長は、会務の執行につき必要があると認めるときは、地域会会長会議を開くことができる。(改正、平17・3・23臨時、同30・12・21臨時)

(地域会設置等の細目) (見出し改正、平30・12・21臨時)

第116条 この会則に定めるもののほか、地域会の運営、地域会の設置、分割、合併又は境界変更の手続その他地域会に関し必要な事項は、会令で定める。

(改正、平17・3・23臨時、同30・12・21臨時)

第2節 削除(地区部会) (平17・3・23臨時)

第117条 削除(地区部会の設置) (平17・3・23臨時)

第118条 削除(地区部会の権限) (平17・3・23臨時)

第119条 削除(会令への委任) (平17・3・23臨時)

第13章 紛議調停

(紛議調停委員会の設置等)

第120条 本会に紛議調停委員会を置く。

- 2 紛議調停委員会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行う。
- 3 紛議調停委員会に調査部を置く。
- 4 調査部は、紛議調停委員会の紛議の調停に先立ち、当該紛議の調停に係る事件の調査を行う。

(紛議調停委員会の組織)

第121条 紛議調停委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 紛議調停委員会の委員は、弁理士のうちから常議員会の決議を経て、3月に会長が選任する。(改正、平17・12・21臨時)
- 3 紛議調停委員会に委員長1人、副委員長若干人を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員のうちから3月に会長が選任する。(改正、平17・12・21臨時)
- 5 委員長は、紛議調停委員会を代表し、紛議調停委員会を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐する。
- 7 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 8 前項の規定により、副委員長が委員長の職務を行う順序は、副委員長選任時に会長が指定した順序による。
- 9 委員長又は副委員長が欠けたときは、会長は委員のうちから委員長又は副委員長の補充の選任を速やかに行う。(改正、平17・12・21臨時)
- 10 委員長又は副委員長に事故あるとき、会長はその事故の解消に要する時間的要素等を考慮し、必要に応じて、委員長又は副委員長を解任し、委員長又は副委員長の補充の選任を行う。
- 11 委員の任期は、選任された年の4月1日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときは、常議員会の決議を経て会長がこれを補充し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(改正、平17・12・21臨時)
- 12 前項の規定にかかわらず、委員の任期が満了した場合において、退任すべき委員が関与する紛議の調停がなお継続中であるときは、当該紛議の調停が終了するまでの間に限り、当該委員は、引き続きその職務を行う。
- 13 会長は、必要に応じて、学識経験者のうちから常議員会の決議を経て臨時委員を委嘱することができる。(改正、平17・12・21臨時)
- 14 前項の臨時委員の任期は、会長が定める。
- 15 調査部は、委員若干人をもって組織する。
- 16 調査部の委員は、紛議調停委員会委員のうちから、委員長が選任する。
- 17 調査部に調査部長1人を置く。
- 18 調査部長は、調査部の委員のうちから委員長が選任する。

(調停の請求等)

第122条 会員又は当事者その他の関係人は、本会に対し、会員の業務に関する紛議につき、調停を請求することができる。

- 2 会長は、前項の規定による請求があったときは、紛議調停委員会に対し、その紛議の調停を委嘱する。

(委員の除斥等)

第123条 紛議調停委員会の委員は、自己に利害関係のある事件に加わることができない。

- 2 紛議調停委員会の委員が調停又は調査の公正を害するおそれがあるときは、会員又は当事者その他の関係人は、会長に対し、忌避の申立てをすることができる。
- 3 紛議調停委員会の委員は、調停又は調査の公正を疑われるおそれがあると思料するときは、回避することができる。

(調停の報告)

第124条 紛議調停委員会の委員長は、調停が成立し、若しくは成立しなかったとき、又は調停の請求の取下げその他の理由により紛議の調停が終了したときは、その旨を書面により会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、その結果を会員及び当事者その他の関係人に通知しなければならない。

(調停結果に従う義務)

第125条 紛議の調停が成立したときは、会員及び当事者その他の関係人は、調停の結果に従わなければならない。

(秘密の保持)

第126条 調停の手続及び紛議調停委員会の議事は、非公開とする。

- 2 紛議調停委員会の委員及び本会の職員は、調停又は調査について職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(紛議調停の細目)

第127条 この会則に定めるもののほか、紛議の調停、調査に関し必要な事項は、会令で定める。

第14章 登録審査会

(登録審査会の設置等)

第128条 本会に登録審査会を置く。

2 登録審査会は、執行役員会の請求により、法第19条第1項の規定による登録の拒否、法第23条第1項の規定による登録の取消し及び法第25条第1項の規定による登録の抹消について必要な審査を行う。(改正、平17・3・23臨時)

(登録審査会の組織)

第129条 登録審査会は、会長及び委員4人をもって組織する。

2 登録審査会の会長は、本会の会長をもってこれに充てる。

3 委員は、会長が、経済産業大臣の承認を受けて、弁理士1人、弁理士に係る行政事務に従事する経済産業省の職員1人及び学識経験者2人を委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(登録審査会の招集)

第130条 登録審査会は、登録審査会の会長が招集する。

(登録審査会の議事)

第131条 登録審査会の会長は、会務を総理する。

2 登録審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 登録審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、登録審査会の会長の決するところによる。

4 登録審査会の会議は非公開とする。

(守秘義務)

第132条 登録審査会の会長及び委員並びに本会の職員は、正当な理由がなければ、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(登録審査会の細目)

第133条 登録審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会令で定める。

第15章 会計及び資産

(会計年度)

第134条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(本会の経費)

第135条 本会の経費は、会費、登録料、弁理士法人の入会届出料、寄付金その他の収入をもってこれを支弁する。(改正、令4・3・4臨時)

(会計帳簿等)

第136条 執行役員会は、定期総会の会日から起算して14日前までに財産目録及び貸借対照表を作成し、これを本会事務所に備えなければならない。(改正、平17・3・23臨時)

2 会計帳簿の種類及び様式その他会計に関し必要な事項は、会令で定める。

(事業計画及び予算等) (見出し改正、平21・1・21臨時)

第137条 事業計画の承認及び予算の成立、特別会計の設置及び改廃並びに不動産その他重要な権利の取得及び処分については、総会の決議を経なければならない。(改正、平21・1・21臨時)

2 事業計画案及び予算案は、執行役員会が定期総会に提出しなければならない。(改正、平17・3・23臨時、改正、同21・1・21臨時)

3 定期総会において事業計画の承認が得られないとき又は予算が成立するに至らないときは、執行役員会は、事業計画案又は予算案を修正の上、速やかに臨時総会を招集してこれを提出しなければならない。(改正、平17・3・23臨時、改正、同21・1・21臨時)

- 4 総会における事業計画の承認及び予算の成立に至るまでは、前年度の事業計画及び予算をそれぞれ暫定事業計画及び暫定予算とする。なお、暫定事業計画は、総会において事業計画の承認が得られると同時にその効力を失い、また、暫定予算も、総会において予算が成立すると同時にその効力を失うものとする。(本項追加、平21・1・21臨時、改正、同21・1・21臨時)

(収入及び支出)

第138条 本会の収入及び支出は、予算の定めるところによる。ただし、総会における予算の成立に至るまでは、暫定予算による収入及び支出を行わなければならない。

- 2 前項ただし書の規定による収入及び支出は、総会で成立した予算による収入及び支出とみなす。
(改正、平21・1・21臨時)

(予算外支出等)

第139条 執行役員会は、緊急やむを得ない理由がある場合は、常議員会の決議を経て、予算外支出又は予算超過支出を行うことができる。ただし、天災地変その他非常の場合において、常議員会の開催が困難であるときは、執行役員会の決議により予算外支出又は予算超過支出を行うことができる。(改正、平17・3・23臨時)

- 2 前項の規定により予算外支出又は予算超過支出を行ったときは、執行役員会は、直近の総会に報告し、その承認を得なければならない。(改正、平17・3・23臨時)
- 3 前項の場合において、総会の承認を得ることができないときは、第1項の規定による予算外支出及び予算超過支出は、以後その効力を失う。

(特例支出等)

第139条の2 第138条第1項ただし書きの規定にかかわらず、執行役員会は、総会における予算成立前に支出しなければならないやむを得ない理由があるときに限り、前年度の総会で予算を伴うものとして承認された事業を行うための支出(以下「特例支出」という。)をすることができる。(改正、平17・12・21臨時、同21・1・21臨時)

- 2 前項の場合において、特例支出の額は、前年度の当初予算の予備費の額を限度とする。
- 3 執行役員会は、特例支出を行ったときは、これを定期総会に提出する予算案に計上しなければならない。(改正、平17・12・21臨時)
- 4 前項の場合において、執行役員会は、予算案に特例支出が計上されていることを総会に報告しなければならない。(改正、平17・12・21臨時)
- 5 成立した予算が、特例支出を計上したものでないときは、当該特例支出は以後、その効力を失う。
(本条追加、平17・3・23臨時)

(決算)

第140条 執行役員会は、前年度の決算を定期総会に提出し、その承認を得なければならない。(改正、平17・3・23臨時)

(資産の管理)

第141条 本会の資産は、執行役員会がこれを管理する。(改正、平17・3・23臨時)

(会計及び資産の細目)

第142条 この会則に定めるもののほか、会計及び資産に関し必要な事項は、会令で定める。

第16章 会費

(会費の額)

第143条 第35条第1項の会費の額は、次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める額とする。(改正、平24・5・25定期)

- (1) 弁理士 月額15,000円(本号追加、平24・5・25定期)
- (2) 弁理士法人 月額10,000円(本号追加、平24・5・25定期、改正、令4・3・4臨時)

(会費の免除)(見出し追加、平28・3・16臨時)

第144条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の翌月又は第4項に規定する申請がされた日の属する月の翌月のうちいずれか遅い月から、第35条第1項に定める会費の納付の免除を受けることができる。(改正、平28・3・16臨時、令4・3・4臨時)

- (1) 弁理士登録年数が通算50年以上である者(改正、令5・3・17臨時)
- (2) 弁理士登録年数が通算25年以上であり、かつ、満年齢が80歳以上である者(改正、令5・3・17臨時)
- 2 弁理士は、会令に定める特別な職務に就いた場合であつて、会長が必要と認めるときは、その就任の日の属する月の翌月又は第4項に規定する申請がされた日の属する月の翌月のうちいずれか遅い月から、離任の日の属する月までの期間(その就任の日が月の

- 初日であって、その日の属する月以前に第4項に規定する申請がされた場合は、その就任の日が属する月から離任の日が属する月までの期間)、第35条第1項に定める会費の納付の免除を受けることができる。(改正、平28・3・16臨時、令4・3・4臨時)
- 3 弁理士又は弁理士法人は、会令に定める特別な事情がある場合であって、会長が必要と認めるときは、会令で定めるところにより、第35条第1項に定める会費の納付の免除を受けることができる。(本項追加、平20・3・19臨時、改正、平28・3・16臨時、令4・3・4臨時)
- 4 前3項の規定による免除を受けようとする弁理士又は弁理士法人は、その旨を本会に申請しなければならない。(旧第3項線下、改正、平20・3・19臨時、改正、令4・3・4臨時)

第17章 情報の公表 (章題改正、平20・3・19臨時)

(情報の公表) (見出し改正、平20・3・19臨時)

第145条 本会は、次に掲げる情報を公表するものとする。(改正、平20・3・19臨時)

- (1) 予算、決算、事業計画その他の本会の運営に関する情報
- (2) 法第77条の2第1項及び施行規則第34条に規定する弁理士に関する情報 (本号追加、平20・3・19臨時)
- (3) 会員の業務における専門分野等に関する情報 (旧2号線下、平20・3・19臨時)

(情報の公表の細目) (見出し改正、平20・3・19臨時)

第146条 この会則に定めるもののほか、情報の公表に関し必要な事項は、会令で定める。(改正、平20・3・19臨時)

第18章 附属機関

(附属機関の定義等)

- 第147条** この会則において、附属機関とは、本会が第3条に定める事務及び事業を行うに当たり必要がある場合において、本章の規定により設置する機関をいう。
- 2 附属機関は、この会則で定める事業を行う。

(研修所)

- 第148条** 本会は、附属機関として研修所を置く。
- 2 研修所は、弁理士、弁理士となる資格を有する者その他執行役員会において適当と認める者を対象として、必要な研修を行うことを目的とする。(改正、平17・3・23臨時)
- 3 研修所の会計処理は、第137条の規定により設置する特別会計による。
- 4 この会則に定めるもののほか、研修所の組織、運営その他研修所に関し必要な事項は、会令で定める。

(中央知的財産研究所)

- 第149条** 本会は、附属機関として中央知的財産研究所を置く。
- 2 中央知的財産研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的とする。
- 3 この会則に定めるもののほか、中央知的財産研究所の組織、研究員、運営その他中央知的財産研究所に関し必要な事項は、会令で定める。

(知的財産支援センター)

- 第150条** 本会は、附属機関として知的財産支援センターを置く。
- 2 知的財産支援センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献することを目的とする。
- 3 この会則に定めるもののほか、知的財産支援センターの組織、支援事業その他知的財産支援センターに関し必要な事項は、会令で定める。

第150条の2 削除 (知的財産価値評価推進センター) (平29・3・14臨時)

(国際活動センター)

- 第150条の3** 本会は、附属機関として国際活動センターを置く。
- 2 国際活動センターは、知的財産の保護及び弁理士業務に関して本会の国際活動を継続的かつ統一的に行い、もって知的財産制度の発展に寄与することを目的とする。
- 3 この会則に定めるもののほか、国際活動センターの組織、事業その他国際活動センターに必要な事項は会令で定める。

(本条追加、平16・12・22 臨時)

(広報センター)

第150条の3の2 本会は、附属機関として広報センターを置く。

2 広報センターは、知的財産の保護及び弁理士業務に関して本会の広報活動を継続的かつ統一的に行い、もって知的財産制度の発展に寄与することを目的とする。

3 この会則に定めるもののほか、広報センターの組織、事業、その他広報センターに必要な事項は会令で定める。

(本条追加、平21・11・26 臨時)

(知的財産経営センター)

第150条の3の3 本会は、附属機関として知的財産経営センターを置く。

2 知的財産経営センターは、企業等における知的財産を事業に活かす経営及び知的財産の価値評価についての調査、研究及び情報提供並びにこれらに関連する事業（企業等に対する支援を含む。）を行うことにより、知的財産権制度の普及及び改善に寄与することを目的とする。（改正、令6・3・14 臨時）

3 この会則に定めるもののほか、知的財産経営センターの組織、事業その他知的財産経営センターに関し必要な事項は、会令で定める。（本条追加、平29・3・14 臨時）

第18章の2 実務修習（本章追加、平20・9・26 臨時）

(実務修習への協力)

第150条の4 本会は、実務修習の円滑な実施に関し必要な協力をしなければならない。

(実務修習事務)

第150条の5 会長は、研修所に実務修習事務の実施を委嘱しなければならない。

(修習事務規程)

第150条の6 法第16条の6第1項に規定する修習事務規程その他実務修習に関し必要な事項は、内規で定める。

(実務修習の日程の公示方法)

第150条の7 会長は、実務修習の日程、実施場所及び受講申請の受付期間その他実務修習の実施に関し必要な事項を、施行規則第21条の11によって読み替えられた施行規則第21条の5の規定に基づく官報による公告に加え、電気通信回線の使用による掲載その他の適切な方法により公示する。

(経済産業大臣に対する手続)

第150条の8 会長は、法第16条の3第1項に規定する指定修習機関の指定を受けるために、施行規則第21条の13の規定に基づいて、必要な書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 会長は、法第16条の7の規定に基づいて、必要な書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 会長は、本会が法第16条の3第1項に規定する指定修習機関として指定された後遅滞無く、弁理士法施行令（平成12年政令第384号。以下「施行令」という。）第4条第1項の規定に基づき、認可を受けようとする手数料の額及び実務修習事務の実施に要する費用の額に関し、施行規則第21条の23で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4 会長は、本会が法第16条の3第1項に規定する指定修習機関として指定された後遅滞無く、認可を受けようとする修習事務規程に関し、施行規則第21条の16第1項にしたがって、必要な書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

5 会長は、施行令第4条第1項の規定に基づき、手数料の額の変更の認可を受けようとするときは、施行規則第21条の23で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

6 会長は、指定修習機関の名称若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所在地の変更の届出、修習事務規程の変更の認可又は実務修習事務休廃止許可の申請を行うときは、施行規則第21条の14、同第21条の16第2項又は同第21条の20の規定にしたがって、必要な書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第19章 防災会議及び災害対策本部

(防災会議)

第151条 本会に、防災体制の整備及び災害発生時の対応を策定するための防災会議を置く。

2 この会則に定めるもののほか、防災会議の組織、運営その他防災会議に関し必要な事項は、会令で定める。

(災害対策本部)

- 第152条** 災害発生時の本会の機能の維持又は回復を図り、併せて被災した会員に対する連絡及び支援を行うため、必要に応じて災害対策本部を設置することができる。
- 2 この会則に定めるもののほか、災害対策本部の組織、運営その他災害対策本部に関し必要な事項は、会令で定める。

第20章 共同事業

(日本知的財産仲裁センター)

- 第153条** 本会は、この会則で定める事業として、日本弁護士連合会と共同して、日本知的財産仲裁センターを設置する。
- 2 日本知的財産仲裁センターは、知的財産に関する紛争につき、公正かつ迅速な手続による紛争の法的解決を目的とする。(改正、平14・5・16 定期)
- 3 日本知的財産仲裁センターの組織及び運営その他日本知的財産仲裁センターに関し必要な事項は、日本弁護士連合会と協議して、日本知的財産仲裁センター基本規程で定める。
(改正、平13・5・25 定期)

第21章 事務総長及び事務局

(事務総長)

- 第154条** 本会に事務総長1人を置く。
- 2 事務総長の任免は、執行役員会の決議を経て会長がこれを行う。(改正、平17・3・23 臨時)
- 3 事務総長は、執行役員会の命を受けて本会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。(改正、平17・3・23 臨時)
- 4 執行役員会は、本会の会議に事務総長を出席させ、その意見を求めることができる。(改正、平17・3・23 臨時)
- 5 この会則に定めるもののほか、事務総長に関し必要な事項は、会令で定める。

(事務局)

- 第155条** 本会に事務局を置く。
- 2 事務局は、本会の庶務をつかさどる。
- 3 事務局の職制その他事務局に関し必要な事項は、会令で定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条** この会則は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成13年4月1日から施行する。
- (1) 第61条第1項第4号、第63条第5項、第65条第4項及び第86条にそれぞれ定める外部監事に関する規定、並びに第82条第1項、第3項及び第7項の規定のうちそれぞれ外部監事に関する規定
- (2) 第73条の外部意見聴取会の規定
- (3) 第148条第3項に定める研修所の会計処理の規定
- (4) 第19章の防災会議及び災害対策本部の規定
- 2 第14条第1項の規定のうち登録料の金額に関する規定は、平成13年4月1日から適用することとし、平成13年3月31日までは、なお従前の例による。

(旧会則の規定に基づく処分等の効力)

- 第2条** この会則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の日本弁理士会則(以下「旧会則」という。)の規定により日本弁理士会がした処分、手続その他の行為は、改正後の日本弁理士会則(以下「新会則」という。)の相当する規定により日本弁理士会がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 2 この会則の施行の際現に旧会則の規定により日本弁理士会に対してされている申請、届出その他の行為は、新会則の相当する規定に基づいて、日本弁理士会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(役員に関する経過措置)

- 第3条** 旧会則により選出され、就任し、新会則施行の際現に会長たる理事及び副会長たる理事である者は、新会則により選挙され、就任した会長及び副会長とみなす。この場合において、新会則により選挙され、就任した会長及び副会長とみなされる者の任期は、新会則第65条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧会則の規定による会長たる理事又は副会長たる理事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
- 2 旧会則により選出され就任した常議員のうち、新会則施行の際現に常議員である者は、新会則第61条第1項第5号の常議員となったものとみなす。この場合において、常議員となったものとみなされる者の任期は、新会則第65条第2項の規定にかかわら

ず、施行日における旧会則の規定による常議員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この会則の施行の際現に旧会則に規定する常議員会の議長又は副議長である者は、それぞれ、施行日に新会則第75条第2項に規定する常議員会の議長又は副議長として選任されたものとみなす。この場合において、常議員会の議長又は副議長として選任されたものとみなされる者の任期は、新会則第75条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧会則の規定による常議員会の議長又は副議長としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第2項の規定により常議員として選任されたものとみなされる者は、新会則第63条第1項の規定にかかわらず、監事10人を互選する。この場合において、監事に選任された常議員は、その選任された時に、常議員としての地位を失う。
- 5 前項の規定により選任された監事の任期は、その者が第2項後段の規定により有していた常議員としての任期と同一の期間とする。

(役員制度及び役員選挙に関する経過措置)

第4条 前条に規定するもののほか、役員制度に関する経過措置は、会令「役員制度に関する経過措置」で定める。

- 2 新会則施行後最初の役員選挙は、新会則第63条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月に実施する。この選挙の細目は、会令「役員選挙に関する経過措置」で定める。

(委員会に関する経過措置)

第5条 旧会則の下に設置された委員会（本条において「旧委員会」という。）であって、新会則施行の際現に存在するものは、新会則の下に設置された委員会（本条において「新委員会」という。）とみなす。

- 2 旧委員会の委員長、副委員長及び委員であって、新会則施行の際現に委員長、副委員長及び委員である者は、新委員会の委員長、副委員長及び委員となったものとみなす。

(地区部会に関する経過措置)

第6条 旧会則に基づいて設置された地区部会であって、新会則施行の際に現に存在するものは、新会則施行の日において、新会則に基づく地区部会となったものとみなす。

- 2 旧会則により選任された地区部会の部会長、副部会長、運営委員及び部会員であって、新会則施行の際に現に地区部会の部会長、副部会長、運営委員及び部会員である者は、新会則及び会令「地区部会規則」により選任された地区部会の部会長、副部会長、運営委員及び部会員となったものとみなす。

(支部及び支部の役員に関する経過措置)

第7条 旧会則に基づいて設立された支部であって、新会則施行の際現に存在するものは、新会則施行の日において、新会則に基づく支部となったものとみなす。

- 2 旧会則により選任された支部の幹事及び監査幹事であって、新会則施行の際に幹事及び監査幹事である者は、新会則、及び会令第16号近畿支部規則又は会令第21号東海支部規則により選出された幹事及び監査役となったものとみなす。

(審査委員会に関する経過措置)

第8条 審査委員会規程（会則第2号、本条において「旧規程」という。）は廃止する。

- 2 旧規程により選任され、新会則施行の際現に審査委員会の委員及びその予備委員である者は、新会則及び審査委員会規則（会令、本条において「新規規則」という。）により選任された審査委員会の委員及びその予備委員とみなす。
- 3 前項において、新会則及び新規規則により審査委員会の委員及びその予備委員として選任されたものとみなされる者の任期は、平成13年3月31日までとする。
- 4 新会則施行の日において旧規程に基づき審査中の事案は、新会則及び新規規則の下に組織された審査委員会が引き継いで審査する。この場合において、その事案の審査については、旧規程の規定は、なおその効力を有する。

(弁理士登録審査会に関する経過措置)

第9条 弁理士登録審査会規程（会則第8号、本条において「旧規程」という。）は、廃止する。

- 2 旧規程により選任された弁理士登録審査会の委員であって、任期の始期が平成13年1月1日である者の任期の終期は、平成13年1月5日とする。
- 3 新会則施行の日において、旧規程に基づき弁理士登録審査会が審査中の事案は、新会則の下に組織された登録審査会で引き継いで審査する。

(紛議調停に関する経過措置)

第10条 紛議調停規則（会則第13号、本条において「旧規則」という。）は、廃止する。

- 2 旧規則により選任され、新会則施行の際現に紛議調停委員会の委員である者は、紛議調停規則（会令、本条において「新規規則」という。）により選任された紛議調停委員会の委員とみなす。
- 3 新会則施行の日において、旧規則に従って調停中の事件は、新会則により組織された紛議調停委員会が引き継いで、新規規則に従

って調停を行う。

(他の会則の効力等)

第11条 次に掲げる改正前の会則（以下、「旧会則」という。）は、新会則の下に会令に改められたものとする。

- (1) 旧会則第11号「日本弁理士会研修所規則」
- (2) 旧会則第12号「役員選挙規則」
- (3) 旧会則第14号「日本弁理士会中央知的財産研究所規則」
- (4) 旧会則第15号「福利厚生共済規程」
- (5) 旧会則第16号「日本弁理士会知的財産支援センター規則」

2 前項各号の旧会則は、会令「旧令規の改正及び存続に関する経過措置」別表第1の左欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(会令への委任)

第12条 第2条から前条までに定めるもののほか、新会則の施行に必要な経過措置は、会令で定める。

附 則

この会則の一部改正は、平成13年5月25日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成14年5月16日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成14年12月18日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成16年1月6日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、次の各号のとおりとする。

- (1) 平成17年3月23日から施行 第40条、第90条第13号、第139条の2
- (2) 平成17年8月1日から施行 第63条第2項、第63条の2、第63条の3、第64条、第104条から第119条まで（ただし、第104条第1項の規定は会令で定めるすべての支部地域に支部が成立した日から施行し、第117条から第119条の規定の廃止はすべての地区部会を廃止した日より施行する。）
- (3) 平成18年4月1日から施行 第6条、第7条、第34条、第52条、第58条、第61条から第65条の2（ただし、第63条第2項、第63条の2、第63条の3、第64条の規定を除く）、第68条から第72条、第73条の2から第83条、第85条、第88条から第90条、第98条から第101条、第128条、第136条、第137条、第139条から第141条、第148条、第154条

(旧支部に関する経過措置)

第2条 この会則の一部改正の施行の日（以下「施行日」という。）に現に存する支部は、施行日において、改正後の第104条第1項の規定による支部となり、同一性をもって存続するものとする。

(地区部会に関する経過措置)

第3条 地区部会は、その地区部会地域の一部を支部地域とする支部が成立したときは、残部を地区部会地域とする地区部会として存続し、その地区部会地域の全部に支部が成立し、その支部規則が施行された日に廃止する。（改正、平17・12・21臨時）

(会長に関する経過規定)

第4条 この会則の一部改正の前（以下「改正前」という。）の第63条第1項の選挙は、「会長1人を、弁理士の中から選挙によって選任する。」と読み替えて実施する。この会長選挙によって選任され、改正前の第65条第1項により平成19年3月末日まで任期がある会長は、施行日にこの会則の一部改正の後（以下「改正後」という。）の第63条第1項の選挙によって選任され、就

任した会長とみなす。この場合において、改正後の第63条第1項の選挙によって選任され、就任した会長とみなされる者の任期は、改正後の第65条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月末日までとする。

(常議員に関する経過規定)

第5条 改正前の第63条第1項の選挙によって選任され、改正前の第65条第2項により平成19年3月末日まで任期がある常議員は、施行日に改正後の第63条第2項の選挙によって選任され、就任した常議員とみなす。この場合において、改正後の第63条第1項の選挙によって選任され、就任した常議員とみなされる者の任期は、改正後の第65条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月末日までとする。

(常議員選挙に関する経過規定)

第6条 改正後の第63条第2項の規定により平成17年に行なう常議員選挙は、同規定による常議員30人のほか、常議員10人を選任する。

- 2 前項の選挙により選任された常議員10人の任期は、改正後の第65条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月末日までとする。
- 3 第1項の常議員10人の選挙において、各選挙区に割振る常議員の数は、会令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

(紛議調停委員会に関する経過規定)

第2条 この会則の一部改正の施行の日（以下「施行日」という。）に現に存する紛議調停委員会は、施行日において、改正した第121条の規定による委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第48条の2の規定は、平成18年12月6日から施行する。

(弁理士の報酬に関する経過措置)

第2条 この会則の一部改正の施行の日に現に受任している事件の弁理士の報酬については、なお従前の例による。

附 則

この会則の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第34条第6項の一部改正は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成19年12月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

(継続研修に関する経過措置)

第2条 弁理士は、当分の間、会令に定めるところにより、平成20年改正前倫理研修に関する科目を受講するように努めなければならない。

第3条 本会は、前項の平成20年改正前倫理研修の実施にあたっては、外部意見聴取会の意見を聴かなければならない。

附 則

この会則の一部改正は、平成20年5月31日から施行する。ただし、第14条及び第24条の2の一部改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定め

る日から施行する。

- (1) 第150条の5、第150条の6並びに第150条の8第2項、第3項及び第4項の規定 本会が法第16条の3第1項に規定する指定修習機関として指定された日
- (2) 第150条の7、150条の8第5項及び第6項の規定 本会が法第16条の6第1項前段に規定する修習事務規程の認可を受けた日及び施行令第4条第1項に規定する手数料の認可を受けた日のいずれか遅い日

附 則

この会則の一部改正は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第150条の3の2の一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月27日定期総会)

(会費の額に関する特例)

第1条 第35条第1項の会費の額は、第143条の規定にかかわらず、平成23年10月分から平成24年9月分までは月額15,000円とする。

(検 討)

第2条 平成24年10月分以降の会費の額については、会務の執行状況等を勘案して検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この規則の一部改正は、平成23年12月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

(処分手続に関する経過措置)

第2条 この会則の一部改正前（以下「改正前」という。）の第57条の2の規定に基づき綱紀委員会に対する調査の請求がなされ、この会則の一部改正の施行の日（以下「施行日」という。）に当該処分の手続が結了していない者の当該処分手続及び処分については、この会則の一部改正後（以下「改正後」という。）の規定は適用しない。

(改正前の規定に基づく処分等の効力)

第3条 前条に基づき施行日後に改正前の規定により処分を受けた者は、当該処分の日において、改正後の第49条の2第3項第1号の処分を受けた者として改正後の第57条の2の規定を適用するものとする。
2 施行日前に、改正前の第57条の2の規定に基づき処分を受けた者は、施行日において、改正後の第49条の2第3項第1号の処分を受けた者として改正後の第57条の2の規定を適用するものとする。

附 則

この会則の一部改正は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第14条の一部改正は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成25年1月1日から施行する。（第80条及び第96条）

附 則

この規則の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、平成25年12月20日から施行する。ただし、第114条の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この会則の一部改正前に、第57条第2項又は同条第3項の履修義務を履行していないにもかかわらず、第49条第2項又は第49条の2第3項の処分を受けなかった弁理士に対しては、第57条の2第1項の「第49条の2第4項に規定する処分を行わない旨の通知を受けた日若しくは審査委員会規則（会令第37号）第11条第1項の送付により議決の効力が生じた処分不問の通知を受けた日」を前条の施行日と読み替えて適用する。

第3条 この会則の一部改正の施行の際現に改正前の継続研修実施細則（内規第94号）第48条の規定による再登録に係る履修義務を履行していない者の取扱いは、会令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条にかかわらず、この会則の一部改正の施行の日までに会長又は副会長に選任され、その任期を満了した者に対しては、第63条第8項及び第9項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第14条第3項第2号の一部改正は、法57条第2項に規定する認可を受けた日（平27・1・29）から施行する。

(会員の処分に関する経過措置)

第2条 前条にかかわらず、この会則の一部改正の施行の際に現に処分の手続が継続している者の当該処分手続については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この会則の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

(会費滞納による退会処分に関する経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この会則の一部改正の施行の際に現に処分の手続が継続している者の当該処分については、適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、法第57条第2項に規定する認可を受けた日（平27・6・8）から施行する。

(処分の手続に関する経過措置)

第2条 前項の規定にかかわらず、この会則の一部改正の施行の際に現に処分の手続が継続している者の当該処分手続については、なお従前の例による。

(改正前の規定に基づく処分の効力)

第3条 この会則の一部改正の施行前の会則第49条の2の規定による手続及び処分は、この会則の一部改正の施行後の会則第54条の2の規定により行われたものとみなす。

附 則

この会則の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、法第57条第2項に規定する認可を受けた日（平28・6・15）から施行する。

(経過措置)

第1条 この会則の一部改正の施行の際現に係属している処分の手続については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第8章の一部改正は、最初の外部常議員の就任が総会で承認された日の翌日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則の一部改正は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第51条の2の規定は、この会則の一部改正の施行の日以後に処分の手続に付された事案に適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この会則の一部改正は、法第57条第2項に規定する認可を受けた日（平31・1・11）から施行する。

第2条 この会則の一部改正の施行の日の前日において外部役員である者の任期は、改正前の第65条第6項の規定にかかわらず、総会でその選任が承認された日の翌日からその日の属する年度の翌年度の定期総会の日までとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

(旧支部に関する経過措置)

第2条 この会則の一部改正の施行の際現に存する支部は、改正後の第104条第1項の規定による地域会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この会則の一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行の日（令元・12・14）から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、法第57条第2項に規定する認可を受けた日（令2・3・27）から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この会則の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項ただし書の規定は、令和4年5月9日から施行する。

(特許業務法人に関する経過措置)

第2条 この会則の一部改正の施行の際現に存する特許業務法人は、特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）附則（以下「法附則」という。）第7条第3項から第13項までの定めるところにより、弁理士法人となり、同一性をもって存続するものとする。

(特許業務法人届出簿に関する経過措置)

第3条 この会則の一部改正の施行の際現に存する特許業務法人届出簿は、改正後の第26条第1項に規定する弁理士法人届出簿となり、同一性をもって存続するものとする。

(法附則第7条第11項による解散に関する経過措置)

第4条 法附則第7条第11項の規定により解散したものとみなされた特例特許業務法人については、第29条第1項の規定及び第33条第3号の規定を準用する。この場合において、第29条第1項中「法第52条第1項の規定により解散したとき」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）附則第7条第11項の規定により解散したものとみなされたとき」と、第33条第3号中「法第52条第1項の規定により解散したとき」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）附則第7条第11項の規定により解散したものとみなされたとき」と、それぞれ読み替えるものとする。

(法附則第7条第2項による継続の届出)

第5条 法附則第7条第2項の規定による法人の継続の届出に関し必要な事項は、内規で定める。

附 則

この会則の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、令和6年3月14日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。